



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	一四世紀後半における「金印勅書」（一三五六年）の認識：カール四世の治世（一三七八年まで）を中心に
Author(s)	横川, 大輔
Citation	北大法学論集, 63(2), 1-56
Issue Date	2012-07-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/49783
Type	departmental bulletin paper
File Information	HLR63-2_001.pdf



一四世紀後半における「金印勅書」(一三五六年)の認識

——カール四世の治世(一三七八年まで)を中心に——

横 川 大 輔

はじめに

一三五六年に制定されたいわゆる「金印勅書(Goldene Bulle)」⁽¹⁾は、周知のとおり、神聖ローマ帝国(以下、「帝国」と略称)

の選挙君主制としての性格を確定させた文書である。そのなかで、ローマで戴冠式を終えたばかりの皇帝カール四世（在位一二四六／四九～七八年、皇帝として五五年）は、七人の聖俗の帝国諸侯を選挙人として指定した（選定侯 *Kurfürsten*）。また、かれらは選挙君主制の基盤であるとして、国王類似の特権も与えられた。この「金印勅書」はその後、帝国の国制をその根幹において定めているとされる「帝国基本法（*Reichsgrundgesetz, leges fundamentales*）」の一つとみなされるようになり、帝国の終焉にいたるまでほぼそのまま有効であった。のみならず、その一部は帝国の終焉を超えてなお効力をもちえたのである。⁽²⁾

このように、この文書の理解が帝国の理解にも連なることから、「金印勅書」研究は、すでに一八〇六年の帝国滅亡以前から盛んであった。⁽³⁾しかし、この文書は、その構成と成立の状況からも、その一義的な理解に困難がつきまとっていた。すなわち、六歩格の詩、前文、および本文全三一条からなる「金印勅書」は、最初から第二三条までが一三五六年一月一日ニュルンベルクにおいて、そして第二四条から最後までが同年二月二五日メッツにおいて作成されており、さらにその内容も多岐にわたっていたのである。

現在の「金印勅書」研究の出発点にあげられるのは、二〇世紀の初めに発表されたツオイマーの研究である。⁽⁴⁾それは、テキストの編纂、内容の釈義、その由来、成立史、そしてその後の利用の状況までもを視野に入れた総合的なものであり、今なお基本的な文献として規定力をもち続けている。しかし、かれが研究を発表してから今にいたる間、当然ドイツ本国においては研究の進展がみられた。⁽⁵⁾

もともと大きな修正点をあげるとすれば、近年の研究は「金印勅書」に対してその成立から帝国の終焉にいたるまでの一義的な性格づけを行わなくなった、ということである。⁽⁶⁾これは、一九七〇年代以後帝国史研究が進展し、とりわけ一五世紀のうちに帝国が大きくその国制のあり方を変化させた点が強く認識された結果である。たしかに、すでにツォ

イマーは「金印勅書」がかなり後になってから帝国基本法とみなされるようになったことを指摘していた。⁽⁷⁾しかし近年では、「金印勅書」がその成立からみていわずに一元主義と二元主義の双方の可能性を有し、状況に応じて「金印勅書」が意味を変え、最終的に帝国基本法としての地位を得たことを重視しているのである。⁽⁸⁾

このような研究状況を前にして筆者は、新たな研究の地平が拓かれたと考える。それはすなわち、「金印勅書」が帝国基本法となったのは、後の帝国政治の言説および実践において、あるいはそこにおける理論化と行為の相互作用においてであり、そしてそのいわば構築過程こそ、同時代に進行していた帝国国制の変動の、すべてではないにしろある重要なプロセスを意味するのではないか、という可能性である。この構築過程は、いいかえれば「金印勅書」の受容と認識の変遷の過程であるが、その解明は、「金印勅書」制定から帝国の終焉のみならずそれ以後までの時代を視野に入れた長期的視点のもと、多角的・複眼的になされねばならない。⁽⁹⁾しかしながら、従来の研究は、後に帝国基本法となる「金印勅書」が、制定直後にその価値に照らしてみればおどろくほど関心を持たれていなかったことだけを指摘してきた。⁽¹⁰⁾ツォイマー以来のこの評価の前提となっているのは、「金印勅書」が持つべき、帝国基本法として遵守されるという価値である。それゆえ、われわれはその前提をはずし、同時代人が「金印勅書」、すなわち一三五六年の二度の帝国集会の諸決定をどう認識していたのか、あらためて問いなおす必要があるだろう。

このような問題関心から着目すべきと思われるのは、近年「金印勅書」の同時代的理解や流通といった側面に焦点を当てた新しい成果が見られたことである。⁽¹¹⁾これは、二〇〇六年が「金印勅書」制定六五〇周年であり、学界上『金印勅書』とはなにか」という問題にあらためて立ち返る契機となったことが直接的な背景となっている。とはいえ、これらの新しい研究は、理念の波及や同時代における「金印勅書」の言及例、⁽¹²⁾写本の分布のありようなど個別の問題で研究上の欠落を補完するにとどまっている。このような状況に加え、わが国において本格的に「金印勅書」にとりくんだ研究は、

ほぼ一九五五年に発表された直居淳氏の研究以外にないという状況にある。⁽¹⁵⁾そこで、本稿では上述の受容と認識の変遷過程を明らかにする第一歩として、「金印勅書」がその制定時および皇帝カール四世の治世において、皇帝、選定候、およびその周辺にあつてどのようなものとしてとらえられていたのかという点を、これらのあたらしい研究も参照しつつ、明らかにすることとしたい。

その際に注目すべきは、従来十分に組み込まれてきた「金印勅書」の詳細な内容の検討よりも、⁽¹⁶⁾①「金印勅書」の構成および形式、②作成状況と③公布のありかた、そして④その直後、カール四世が死去するところまでの引用・言及状況であろう。これらの点を重要視するのは、まず(A)「金印勅書」を当事者たちはどのようなものとして認識していたのか、つぎに(B)かれらは「金印勅書」を他者にどのようなものとして、あるいは「金印勅書」を通じてなにを認識させようとしたのか、そして(C)それはどの程度有効であつたのか、という点こそ、本稿においてまずは明らかにすべき点であると思われるからである。

1. 「金印勅書」の構成と形式

まず、「金印勅書」にはなにが記されているのかという事実確認から行う。その際、とりわけ「金印勅書」というひとつの文書が全体としてどのような構成であり、なにを表現しようとしているのかを問題としたい。「金印勅書」は非体系的であるというのが定説であるが、この検討を通じてどのように非体系的であるのか、明らかとなるはずである。以下、前文(Preamble)、第一部(第一条～第三三条)、第二部(第二四四条～第三一条)の三つに分けて、整理する。

1-1. 前文

「全知全能、そして永遠なる神よ」で始まる六歩格の一四行詩が冒頭におかれる。この韻文と本来の前文のあいだに目次として、以下で具体的に詳述される本文の内容の見出しが、しかし第一部についてのみあげられている。これはこの部分もまたニュルンベルクの立法部分の一部であるから当然であるが、本文においては第一部に二三の見出しが存在するにもかかわらず、「金印勅書」の原写本とされる七写本は、いずれもそのすべてを目次にあげているわけではない。¹⁷⁾聖霊への呼びかけ、皇帝のタイトル、「ことがらの永遠の記憶のために」、という以下の立法の目的が短く触れられた後、ルシファア、アダム、トロヤ、ローマの内乱、などの不和の不利益についての考察がなされ、帝国も選定侯の間の不和によって同様の憂き目にしばしばあつてきたことが、歴史的前提として語られる。

そして、「金印勅書」がなぜそしてどのようにに制定されたのかについて言及されるのであるが、この部分は皇帝カル四世の意図を考えるうえでも重要な部分となるので、引用することとした。

「余(＝カール四世…筆者挿入)は、余が皇帝の位(dignitas)ゆえに有する権能にもとづき、選定侯、その中に余はベーメン王として数え上げられるのだが、その間での不和と分裂という将来の危険に、二重の理由から、すなわち余がはたすべき皇帝のそして選定の権利から対処しなければならぬので、以下の立法を、選定侯の間の一体性を促進するために、一致した選挙をもたらすために、忌み嫌われるべき先に述べた不和とそこから生じうる種々の危険につけ入るすきを与えないために、余のニュルンベルクの盛大な宮廷(solenpnis curia)において、聖界俗界を問わず余のすべての選定侯が、そして数多くのそのほかの諸侯、伯、フライヘル、ヘル、自由貴族そして都市が出席するなかで、皇帝の玉座につきそして皇帝としての衣装、宝飾を身にまといそして皇帝冠を戴いて、事前の熟議の後、皇帝としての十全な力から、布告し(edidimus)、策定し(statuimus)、そして「この立法が…

筆者挿入、以下同じ」確認されるべきものであると考えた (duxinus sancientes)。主の御年一三五六年、第九インデイクティオン、一月の中日 (idus) の四日前 [= 一日]、余の王としての治世一〇年目、皇帝としては一年目である。⁽¹⁸⁾

すなわち、カール四世は、皇帝としてのみならず、ベーメン王という選定侯の一員としても、「金印勅書」の制定の必要を感じ、それにあたったのであるが、しかし全選定侯をはじめとして、多数の帝国構成員の列席のもと皇帝としての外見をとって発布した、としているのである。

1-2. 第一部 (第一条〜第二三条)

第一部は、全部で二三条ある。本来、本文は条 (Capitulum/Artikel) にしか分けられておらず、その下の分類 (項、Absätze) は、後代の手によるものである。⁽¹⁹⁾ また、ベーメン、フランクフルトおよびニュルンベルク写本から、第一部において数字が与えられているのは第一二条までであり、第一三条以降には本来数字が割り振られていないものと考えられる。以下、ツォイマーの規定的な研究にしたがって整理する。⁽²⁰⁾

第一条はかなりの長文にわたるので、現在のテキスト編纂においては内容に即して二〇の項に分けられている。見出しは「選定侯の護衛はどうあるべきか、そして誰によるものであるべきか」とあり、選定侯の護衛に関することしか述べられていないが、これは内容の半分しか反映していない。後半部分 (第一五項以降) は国王選挙準備の規定である。

第二条「ローマ人の王の選挙について」においては、国王選挙の方法を詳しく指示している内容と全体の見出しが合致している。とりわけ、二重選挙防止のために、国王選挙開催中に都市を離れた場合、当該の国王選挙に関しては選挙

権を喪失すること(第三項)、および選定侯の絶対多数(すなわち四票)を獲得した者は、選定侯の全員一致で選ばれたとみなすこと(第五項)があり、さらには世俗選定侯の自己投票規定(同じく第五項)がある。

第三条「トリリア、ケルンそしてマインツ大司教の席次について」、第四条「選定侯たちに共通したことがらについて」、第五条「プファルツ伯の権利およびザクセン公の権利について」および第六条「選定侯の、他の一般の諸侯との比較について」は、ひとまとまりのものと考えることができる。というのは、まず第三条が、独自の冒頭形式をもってはじまっており、さらにつづく一連の規定の冒頭は、たんに *Statimus insuper* (第四条)、*Quociens insuper* (第五条)、*decernimus* (第六条) とあることから、前の条項とのつながりを示唆していると考えられるからである。この部分は、選定侯全体、および個々の名誉優先権 (*Ehrenvorrecht*) について、規定されている部分と考えることができる。

第七条は独立したアレンガをもっており、それ以前の条項とは異なるパートであることを想定させる。その見出し「選定侯の相続について」が示すように、世俗選定侯の相続について規定されている。この内容は、金印勅書に組み入れられる以前から、特別な権利として流通していたものであるが、世俗選定侯の相続人たちによる争いを、すべて排除することが目的である。というのは、ここで改めて世俗選定侯が言及され、さらに三人の聖界選定侯とともに国王選挙をおこなうことが確認されているからである。

第八条「ペーメン王国とそのレガリアの免属について」、第九条「金、銀、そのほかの金属の採掘について」および第一〇条「貨幣について」は、本来ペーメン王国に関する特許状として構想されたものである。というのは、第八条はもとより、第九条および第一〇条においても第一にあげられているのはペーメン王であり、ほかの選定侯は付け足しにすぎないからである。タイトルからの逸脱として、第九条ではユダヤ人税と関税徴収権が、第一〇条では他の諸侯などからの所領や財の獲得についての自由が、ペーメン王そして選定侯一般に認められている。これらの三つの条文の延長

上に、第一条「選定侯の免属について」が存在する。ここでは、第八条においてほぼ完全にベーメンに認められた、いわゆる不移民・不訴特権 (*Privilegia de non evocando et de non appellando*) が、まずは三人の大司教に、そして第一〇条と同様の短い補遺で世俗の三人の選定侯に拡大されている。ただし第八条とは異なり、裁判拒絶の際には皇帝の宮廷裁判所 (*Hofgericht*) に召喚されるという条件がある。

また、ベーメン写本およびニュルンベルク写本には、そのほかの原写本には存在しない次のような内容の第一条の補遺がある。すなわち、選定侯がほぼ無制限の裁判高権を認められている封臣と臣下たちのうち、実際に選定侯に由来し、選定侯が世俗の裁判権を有する所領に住む者だけが、不移民・不訴特権の適用を受ける、というものである。ニュルンベルク写本においては、この補遺が本文中に埋め込まれているが、ベーメン写本においては、一四世紀半ばではあるが別人の筆跡でわきに書き込まれている。ツォイマーは、一三五八年三月三日に出されたシュトラスブルクの司教と教会への特権に同一内容の語句があることから、その際に付加されたと考えているが、フリッツはそこまで断言できないとして²¹⁾いる。

第一二条「選定侯の集会について」もまた、独立したアレンガを持ち、それ以前とは異なる部分である。年一回、復活祭の四週間後に選定侯はみずから帝国の重要案件を話し合うために集まる、とされている。ニュルンベルクの次に集まるのは、メッツとされているが、次年以降は皇帝が選定侯の助言を受けて決定することとなっていることから、たんなる選定侯の集会ではなく、この集会が皇帝と選定侯の集会として構想されていることが分かる。また、選定侯は「帝国の確固たる土台にして柱」であると明言されている。そして最後に、活動が過剰な宴会により阻害されないよう、集会の間は一般的な招待が禁じられている。

第一三条「諸特許の取り消しについて」、第一四条「ふさわしくないとしてレーン財を没収された者について」、第一

五条「共謀を行う者たちについて」、第一六条「市外市民について」、そして第一七条「フェーデの通告について」といった一連の条文は、互いに連関しているものと考えることができる。というのは、内容的に第一三条と第一五条、第一五条と第一七条、そして第一五条と第一六条が、形式的には第一四条と第一七条、第一六条と第一七条が部分的に一致しており、そしてさらに特徴的なことに、ほかの条項とは内容的にも形式的にも関連性を見出しえないからである。この部分の、とりわけ第一三条と第一五条、および第一六条の成立(ないしは「金印勅書」への採用)には、具体的利害関心をもった人物の関与が推定されている。すなわち、先の二つの条文については、当時都市ケルンと対立関係にあったケルン大司教ヴィルヘルム、第一六条は同様に都市シュトラスブルクと争っていたシュトラスブルク司教ヨハンである。実際に、かれらは、みずからが積極的に関与したとされる条項と同内容でかつほぼ同じ文言の特許状を獲得している。⁽²³⁾

第一八条「召集状」と第一九条「選挙を行うために自身の使者を任じることを決めた選定侯によって派遣される代理人の書式」は、本来ニュルンベルク立法の締めくくりとなるべき部分であり、国王選挙召集状のための文言(第一八条)と国王選挙のための全権使節に対する命令書(第一九条)という、施行細則を定めている部分である。

第二〇条「選定侯領とそれに付属した諸権利の一体性」、第二一条「大司教たちの間の行進順序について」、第二二条「選定侯の行進順序について、ならびに誰によって権標が護持されるのか」および第二三条「皇帝の面前における大司教たちのミサについて」は、それ以前の条文の補遺の規定である。第二〇条は表題通りの内容であるが、とりわけここで注目したいのが、「この選定侯領の保持者が、「中略」ほかの選定侯によって、選挙に、そして神聖帝国の荣誉と福利のために行われなくてはならないそのほかすべての活動に、受け入れられ認められる」という部分である。⁽²⁴⁾この部分と第一二条を合わせるならば、選定侯は「金印勅書」において帝国の確固たる土台にして柱であるばかりでなく、帝国への特別な責任をもついわば管理人でもあるといえるだろう。また、第二一条から第二三条の三つは互いに関連し、内容上は

第三条と第四条の補遺となる。

以上のグループ分けは形式に由来するものであるが、内容からみて別のグループ分けも可能である。たとえば、第一条から第七条にかけては、前文にある目的に合致して国王選挙を確固たる形で行うために必要な措置が、第八条から第十二条は選定侯に、第十三条から第十七条は領主全般に与えられた特権、また第十八条から第二十三条までは国王選挙規定にかかわる第一のグループの補遺が、それぞれ取り決められていると考えることができる。⁽²⁵⁾ここからわれわれは、「金印勅書」の第一部の主眼が、国王選挙を円滑に行うための規定に置かれているという学界の共通認識を確認できる。それは、国王選挙そのものの規定とそれを行う選定侯の規定とからなっている。

また、文言に関しては先行研究が以下のことを指摘している。すなわち、シュトゥッツは、第一条から第一条までにおいては、テキスト上にあらわれる聖界選定侯の順番が、完全に意識的であると判断せざるをえないほどに、あらゆる可能な限りの組み合わせが現れている、⁽²⁶⁾という。さらにヘルゲメラーは、このシュトゥッツの指摘にみずからのテキスト分析の結果をつけ加えて、「金印勅書」の作成にあつては、皇帝書記局における統一的な最終編纂を考えなければならぬ、と結論づけた。このヘルゲメラーの議論は説得力があり、現在でも支持されている。

以上、第一部の構成と形式の概観から、指摘できることをまとめてみたい。まず、①「金印勅書」の第一部は形式上いくつかの個別立法からなる。しかし、そこには、②ある程度統一的な形をもたらしするために編纂の努力がみられる。③その主眼にあるのは、まずもって国王選挙規定であり、および選挙権を行使できる選定侯とは何者であるか、という規定である。そうではあっても、④内容的にも形式的にも第十三条から第十七条が大きく逸脱して、領主一般の権利が規定されているのである。

1-3. 第二部(第二四条―第三一条)

第二部は、メッツの帝国集会において議論され取り決められた内容である。とはいえ、後で詳述するがベーメン写本の伝承からも明らかであるように、第一部はそれ自体で完結している。しかしながら、一三五六年中にヨローロッパの勢力布置が激変したことから、カール四世はさらにニュルンベルク立法を補う必要を感じ、メッツにおいてそれを議論した、という⁽²⁸⁾。すなわち、メッツで取り決められた規定は、すべてニュルンベルクの立法の補遺と位置づけられる。それゆえ、第二部がなにを規定しているのかを理解することで、「金印勅書」全体としてその制定時になにが重要と考えられていたのか、そしてなにを表現しようとしていたのか、を理解することができるのである。

また、原テキストは内容に即して行中の余白によって区分されているが、本来条項分けはされておらず、見出しも後代につけられた。ただし、第二七条にあたる部分だけ原七写本すべてに表題があり、さらにケルン、マインツそしてトリアのそれぞれの写本については、第三〇条にあたる部分にも表題がついている。これら三写本と同時期に作成されたと考えられるプファルツ写本では、この表題が欠落しているが、この欠落はおそらく書記の不注意に原因があり重要な意味を持つものではない、と考えられる⁽²⁹⁾。以下では、メッツの条項を、ニュルンベルク立法との関連づけという問題に取り組んだヘルゲメラーの研究を参考にしつつ、整理したい⁽³⁰⁾。

メッツの立法部分は第二四条から始まるが、ベーメン、フランクフルト、ニュルンベルクならびにマインツ写本において、その前に次のような記載がある。

「下記の立法は、メッツの宮廷会議 (curia) において、ローマ人の皇帝にしてベーメン王、アウグストゥスたるカール四世殿によって、一三五六年のキリストのお生まれになった日に、すべての神聖ローマ帝国の選定侯がかれの

周囲に待り、そしてキリストにおける尊崇なる父ペリゴール⁽³¹⁾殿―アルバーノ司教にして聖なるローマ教会の枢機卿にあらせられる―、およびフランス王の長子にして、卓越したノルマンデイ公にしてヴィエンヌのドーファン、シャルル殿のご列席のもと、発布された (promulgate sunt)⁽³²⁾」

ツォイマーはこれを、インクの違いなどから後に挿入されたことが明確であるマインツ写本に由来するものと考えたが、ヘルゲメラーは、①同時期に発布されたザクセン公への特許文書との比較から、これが皇帝書記局由来であり、マインツ写本にかなり後になってから挿入されたこと、そして②マインツ大司教を含むライン選定侯に対して発給された四写本においてこのメモが省略されたのは、これが証書形式上著しく逸脱したものであり、それゆえ形式遵守の観点からであろうこと、を指摘している⁽³⁴⁾。

第二四条は、皇帝・国王に対する殺害ないしその試みに適用される大逆罪規定を、「余〔「皇帝」の身体の一部 (pars corporis nostri)〕である選定侯にもみとめた条項である。ハイニツヒによれば、この条文の作成に当たってはマインツ大司教の積極的関与を考えるべきである、⁽³⁵⁾という。すなわち、マインツ大司教ゲルラッハが当時殺害の危険を感じており、それに対抗するため皇帝に支援を求めたことが、第二四条成立の直接的背景であるというのである。この指摘は、史料の基盤もしっかりしており、説得力があるように思われる。

しかしながら、大逆罪犯の子供まで死罪適用というのはドイツになじみのなかった法慣用である⁽³⁶⁾。この条文はユスティニアヌス法典から借用して作成されているが、ヘルゲメラーはここから、皇帝と選定侯の關係が古代ローマ帝国の皇帝および元老院の關係を引き継ぐものであるという国家・歴史觀念が読み取れる、と指摘している⁽³⁷⁾。したがって、この第二四条は、マインツ大司教に対する具体的な特権と、世界秩序における皇帝および選定侯の位置づけという、二つの側面をもつものであるといえよう。

第二五条は、選定侯領・位・権利の不分割(一体性)と、後見を定めたものであり、ニュルンベルクの立法のうち第七条と第二〇条の補遺となる部分である。また、実際的な規定として、相続人になるべき世俗選定侯の長子が精神疾患ないし肉体的な虚弱状態にある場合、相続人から排除されうるとされている。また、非相続人に対する給養は、選定侯領の分割ないしそこから自立することがあつてはならないという前提のもとでのみ、認められる。これは、選定侯が皇帝支配の支柱であるというモチーフの表出であり、同様のモチーフは、前文、第三条、第七条、第一二条において現れている。

第二六条から第二九条にかけては、互いに密接に関連しあう四つの条項であり、「皇帝ないし国王の盛大な宮廷」(第二六条冒頭)についての、すなわち第一部では決められていない皇帝(国王)の宮廷会議における儀礼細則である。

第二六条は、帝国集会の会場にいかにして現れるべきかについて取り決められており、早朝(第一時課)に、選定侯は皇帝を迎えに行き、その後議場まで列を組み行進することを規定している。これと関連しているのは第二二条および第二二条であるが、この二つの条文は、皇帝が皇帝権標を持つ場合に限っている。第二六条ではそれを行進の場合に拡大し、さらにミラノとアーヘンの冠の護持および皇妃の問題もあわせて扱っている。

第二七条は、唯一メッツ部分で全写本にわたり「皇帝ないしローマ人の王の盛大な宮廷における選定侯の職務について」と表題がつけられている部分であり、特別な関心がこの条文に向けられていることをうかがわせる。ここにおいてはいわゆる大官職(Erzämter)について取り決められているが、俗界選定侯に関しては第四条第三項の、また、第二項として二番目にあらわれる聖界選定侯に関しては第二三条の補足となる。最初は大マルシャルとしてのザクセン(第一項)、第二は上述のように大書記長としての聖界選定侯、そして大ケメラールとしてのブランデンブルク(第三項)、大トゥルフゼスとしてのプファルツ(第四項)、大シェンクとしてのベーメン(第五項)の履行すべき事柄が決められ、

最後に世俗選定侯が欠席した場合の代行が、だれによってなされるかが定められている（第六項）。この職務履行の順番は行進の際の順序とは全く関係なく、第二七条内部で論理が完結している。

第二八条は、まず第三条と第四条第一項の補足条項として、祝餐の際の席そのものおよび席次を規定している。皇帝ないし国王のテーブルは六フィートの高さであり、そこには宮廷会議の日に皇帝・国王以外のだれも立ち入ってはならない。皇妃ないし王妃のものは選定侯のものと同じ高さで、すなわち皇帝・国王のものより三フィート低くしつらえられる。これは、選定侯以外にかれらの間ないしその席に着座してはならないこととあわせて、選定侯がほかの諸侯とは異なる高い地位を占めることを儀礼上表現することが意図されているであろう。また、選定侯の席の高さがすべて同じでなければならぬこと、そして第二項で選定侯全員が最後の大官職の履行後に同時に着座することが定められているが、これは選定侯間に明白な序列が存在せず、かれら七人が同等の存在であることの表現と考えられる。

第二九条は、二つないし三つの異なる項目からなる条文であり、ニュルンベルクの当該規定の解釈と実行のための細則と位置づけることができる。はじめに、フランクフルト・アム・マインが国王選挙のための、アーヘンが国王戴冠のための、そしてニュルンベルクが戴冠後の最初の宮廷会議のための場所であることが確認される（第一項）。フランクフルトの位置づけについては、第一部ですでに言及されているが（第一条第一六項および第二〇項、第二条第一項および第三項）、アーヘンおよびニュルンベルクについてはこれが初出となる。とりわけ、オットー大帝が九三六年に戴冠して以来伝統的な戴冠都市であったアーヘン、シュタウファー以後選挙都市という伝統を担ってきたフランクフルトに対して、ニュルンベルクが戴冠後最初の宮廷会議の開催地に選ばれているのは、ここで新しく作られた伝統であり、それ以前にそのような慣例は見られない。この背景に、ニュルンベルクとカール四世の関係の近さを考えるべきであろう。第二項は、第二条三項第三文、および第一九条で確認されている選定侯の全権代理の問題にかかわるものである。さ

らに、第三項の、宮廷長官 (Hofmeister) が、宮廷会議の骨組みと椅子のすべての木材をみずからに要求できるという規定は、その位置づけに議論が分かれるところである。というのも、マインツ写本では、この第三項がここではなく第三〇条の第四項の後ろにおかれているからである。ツォイマー以来、内容から見て本来は第三〇条第四項の後に来るべきものと考えられてきたが、ヘルゲメラーはこの考えになんら説得的な根拠はないとし、この位置が正当な位置であると主張している。⁽³⁹⁾ 第二九条自体が多岐にわたる内容を包含しており、宮廷会議の施行細則の中で木材の取り分が決めたと位置づけるならば、ここが正当な場所であるというのは説得力がある。他方で、ただひとつとはいえ正本たる写本においてすでに第三〇条の第五項にこの項が置かれているのは、この項の内容の持つ中間的な性格に由来しているといえよう。

第三〇条は主として、第一部にはない宮廷役人の権利について取り決められている部分である。先にも述べたように三写本において―ヘルゲメラーにもとづけば、プファルツ写本にも―、この部分に「諸侯がかれのレーンを皇帝ないしローマ人の王から受け取る際の役人の権利について」という表題がつけられている。諸侯の授封もまた、とりわけメッツの宮廷会議を構成した儀礼の一部であり、この条項も儀礼細則の一部を構成していると考えられよう。その中で注目すべきは、諸侯授封の際の諸侯が乗ってきた動物をマルシャルたるザクセン公が受け取ることが定められた部分である(第四項)。これは、前年一二月六日の選定侯のヴァイストウムに依拠しているが、ヘルゲメラーは、第二七条で最初にザクセン選定侯があげられていることと同様このことがここで取り入れられたことに、このメッツの補足条項作成時の交渉におけるザクセンの影響力の強さを見てとっている。⁽⁴⁰⁾

第三一条は、世俗選定侯の息子ないし相続人は、母語であるドイツ語以外に、七歳から一四歳まで、ラテン語、イタリア語、「スラヴ語」(「チエコ語」)を学ぶべきであることを定めた条文である。これは、ヘルゲメラーによれば現実的

な条項ではなく、皇帝を支えるべき選定侯の資質を理念的に表明した部分であり、第一二条の「皇帝支配の支柱としての選定侯」理念の延長上に存在する条項と考えるべきである、という⁽⁴¹⁾。その際、フランス語ではなくチェコ語であるのは、ツォイマーのいうようなカール四世の愛着にだけ帰すことはできない⁽⁴²⁾。リンドナーはベトラルカの影響とみてとっているが、ヘルゲメラは、ベーメンにおけるルクセンブルク家の支配の継続というカールの展望に、その理由を求める⁽⁴³⁾。筆者にはヘルゲメラの考えの方に説得力があるように思われるが、さらにいえば、メッツの集会に出席していた枢機卿ペリゴールおよびフランス王の子息たちとの微妙な関係が現れているかもしれない。

以上メッツの条項を見ると、ニュルンベルクの立法の第一三条から第一七条を除いた部分の補足条項であることがわかる。そのなかでも、分量からみてもっとも重要であったのは「盛大な宮廷」、すなわち宮廷会議の実施細則である第二六条から第二九条、そして授封も儀礼に含まれるので第三〇条であったということが出来る。このことは、とりわけ第二七条に（そしてプファルツ写本では欠落しているが第三〇条も）、すべての原写本において表題が付されているところからも傍証されるだろう。

さて、この第二部は第一部のなにを補完しているのだろうかといえ、皇帝と帝国についてのある特定の観念である。その観念は、次のようになろう。カール四世は古代ローマ皇帝の後継者であり、かれの支配する帝国がローマ帝国そのもの、そして選定侯個々人ではなく、その集合体（＝選定侯団）が元老院である。さらに、皇帝は選定侯を通じて帝国をよりよく知ることができ、その意味においてもかれらはたんなる諸侯ではなく皇帝の「肢体」と位置づけられる。その「肢体」は式餐におけるように皇帝に奉仕すべきであり、また行進におけるように皇帝と選定侯（と王妃）が帝国そ

のものである、と。

第一部の主眼は、国王選挙を安定的に行うことにあつたといえるが、それは「将来皇帝へと昇格されるべき」あるいは「将来の皇帝たる」王位が空位となつた場合の措置である。そしてこれに第二部で強化された観念をあわせて考えるならば、帝国とはなにかということが「金印勅書」全体の主題であつた、ということができるだろう。第一三条から第一七条は、それからの「逸脱」である。しかし、これらの条項はかねてより協議の際に繰り返しテーマとなつてきたものであり、むしろわれわれは、これらの内容が条項にとり入れられたことを、当時それだけこれらのテーマが人々の関心の的となつていた証左ととらえるべきであらう。

2. 写本伝来の状況

2-1. 「金印勅書」の七「正本」とオリジナル

「金印勅書」については、現在、バーメン写本(B+b)、ケルン写本(C)、マインツ写本(M)、プファルツ写本(P)、トリアー写本(T)、フランクフルト写本(F)、そしてニュルンベルク写本(N)といった合計七つの「正本(Ausfertigung)」が存在している。これらはそれぞれ、写本の発給先の頭文字をとって呼ばれるのが慣例であり、以下それに従う。その写本データについては、フリッツの手により刊行された「金印勅書」のテキスト編纂の決定版の序言から知ることができる。⁽⁴⁵⁾

これら七写本のうちとりわけ異彩を放つのは、バーメン写本である。この写本は、作成年代、および形状と筆跡の異なる二つの部分から構成されている。前半は、ニュルンベルクの立法部分を含み、一ページ当たり一六行の六〇葉の羊

皮紙が九層になっており、入念に書かれている。後半は、メッツで制定された部分に該当し、一ページ当たり二四行の羊皮紙一二葉をふくむが、あまり注意して書かれていない。この後半部分の筆跡は、似せてあるが前半とは別の人間のものである。また、ほかの写本とは異なり、金印は前半部分にしか括りつけられていない。そして、先にふれたように、第二四条が始まるまえに発布に関する一文が挿入され、それによってこれ以後の部分がメッツで制定されたものであることが明確になるようになっていく。これらのことから、これら二つの部分は本来それぞれ全く別の写本であり、現在研究においても前半を写本B、後半をbというように、別の写本として扱っている。すなわち、現在のベーマン写本の姿は、この別々に存在した写本がある特定の時期に合本された所産であり、研究上それは一三六六―七八年の間のことであつたと推定されている。⁽⁴⁶⁾さらに、この写本Bのあり方は、第一部が本来第二部を前提としていないことを示している。

また、書記の筆跡という観点から見れば、写本Cは同時期に作成されたと考えられている三写本（P、M、T）と、大いに異なる点をもっている。それは、写本Cの書記の筆跡が、同時代の帝国書記局および選定侯書記局から発布された文書において見られないことである。ここから、この写本Cの作成には、帝国書記局構成員ではなく、雇われた書記があつたのではないか、そしてその理由として、「金印勅書」の（すくなくとも四つの）⁽⁴⁷⁾原写本をかなり短い期間に仕上げなくてはならず、人手が足りなかったからではないか、と考えられている。

七原写本は、それぞれ内容にかかわる変更（補足あるいは省略）は見られないものの、微妙に文言を異にしている。ここからかつて諸研究において、「金印勅書」のオリジナルはどれか、という問題が熱心に検討された。その結果は以下のとおりである。

まずFおよびNは、その作成時期から除外されねばならない。フランクフルトの都市会計簿の一三六六年の項には、シュルトハイスが「金の印を付された書（daz buch mit gulden bullen）」を入手するための費用の支出について記載が

あり、これが写本Fの作成時期と考えられる。この直前シュルトハイスが皇帝勤務を積極的に果しており、おそらくその代償として「金印勅書」が与えられた。⁽⁴⁸⁾ Nは、その経緯がつまびらかではないが、完全に写本B + bのコピーである。たしかに、ニュルンベルクの都市会計簿の一三八五年の項には、『いかにしてローマ王を選出するべきか』の小本のために「三三シリングが支出されている記述があるが、これが写本Nと関連した記述であるかどうか不明であり、現在のところ、写本Nが作成されたのは写本F作成以後カール四世が死ぬまでの間と考えられている。⁽⁵⁰⁾

また、残りの五写本のうち、C、M、P、Tは第一部と第二部を通して一人の書記の手により書かれている。さらに空白で区切られているとはいえ、あたかもひとつの文書であるかのような体裁をしている。ここから、この四写本はメッツの帝国集会以前に存在しないことが明らかである。それゆえ、唯一メッツの帝国集会以前に作成されたのは、メッツ部分の存在を前提とせず、あたかも一つの立法(集成)として存在する写本Bであるが、この写本も最初から最後まで非常に流麗に書かれている。ここからツォイマーは、Bでさえもニュルンベルクの帝国集会のさなかに作成されたものではない、という。⁽⁵¹⁾ すなわち、本来ニュルンベルクの帝国集会の閉会日に予定されていたのは、実際に発布された中日の四日前という中途半端な日ではなく、主の公現の祝祭日(一月六日)であつたが、六日以降に決議の修正ないし補足がなされ、一〇日にずれ込むこととなった。それゆえ、写本Bがこの発布の際に用いられた写本ならば、その完成度にかんがみてすでに一月六日以前に清書に取り組み始めていたはずであり、この遅延の結果、前文において一月一〇日に発布されたところの部分になんらかの修正の痕跡がみられなければならない。また、補足部分の第二〇～二三条もまた、それ以前の部分との筆跡および羊皮紙や行数などの外形的な形式上の違いが確認されうるはずである。しかし、写本Bにおいては、それぞれそのような修正および補足に伴う違いは全く確認できない。それゆえ、このペーメン写本もまた、ニュルンベルクの帝国集会から少し時間がたった後に作成されたものと考えなければならないのである、と。

ツォイマーのこの推定は、非常に説得力があるものとして受け入れられた⁽⁵²⁾。現在、写本Bの作成時期は、ニュルンベルクの帝国集会後の七月か八月ごろであろうと推定されている⁽⁵³⁾。フリッツもまた、「金印勅書」の史料編纂においてこのツォイマーの考えを踏襲し、さらに文献学的に五写本を相互に比較するなかで、「草案 (Entwurf)」↓「文書案 (Konzept)」↓「正本写本 (Ausfertigung)」という写本作成の流れと、さらに、とりわけ文書案が正本作成の際に複数作成され、それが五正本間の文言、あるいは微妙な形式の差異に連なっていると推定した⁽⁵⁴⁾。さらにその推定にもとづけば、草案と文書案はある程度まで書記局の慣例から逸脱して保管され、FおよびNも含むいくつかの写しの作成の際にも用いられたが、結局のところ失われてしまった⁽⁵⁵⁾。いずれにせよ、「金印勅書」の写本がすべてそこから派生したと考えられる原オリジナルは現存せず、ペーメン（ただしBのみ）、ケルン、マインツ、プファルツ、トリアー、の五選定侯にあたえられた、微妙に文言の異なる写本が、「金印勅書」のオリジナル群を構成しているのである。

後に増えた二写本FとNが時の流れの中で正本としての価値を得ることになったことは、「金印勅書」の受容を考えるうえで重要であると思われるが、本稿の当初の課題を超えるため、ここでは扱わない⁽⁵⁶⁾。

2-2. ブランデンブルクとザクセン写本は存在したか

この正本の問題に付随して容易に浮かび上がるのは、ブランデンブルクとザクセンの両選定侯に対して正本が作成されたか、という問題である。かれらに対する「正本」は、事実として現在に伝来しておらず、また史料上その存在が確認されない。そこで、この問題に対しては、史料の完全なる沈黙から推定するしかないが、現在までにその推定の方向は、1. なんらかの理由でブランデンブルクおよびザクセンに対し発給されなかったとするものと、2. 二人にも発給はされたが、世俗諸侯の―かつ、時代の大きな趨勢でもあった―文書を粗雑に扱う傾向の中で失われてしまったとす

るもの、二つに大別される。大半の研究者は、第一の説をとっており、第二の説をとるのはヴォルフなど少数である。⁽⁵⁷⁾とはいえ、現状としてこの問題に決着が完全についたというわけではない。

この問題を近年ふたび取りあげたリンドナーは、上述の二つに大別される説のうち、第二のものはまずほとんど考えられないと述べている。というのも、この説の主たる主張者ヴォルフは、君侯家交代の際(一三七三年ブランデンブルク選定侯領がヴィッテルスバッハ家からルクセンブルク家へ、一四二二年ザクセン選定侯領がアスカニア家からヴェッティン家へ)、両選定侯に発給されていた「金印勅書」正本が失われたと考えているが、この二つの交代の際にそれほど大きな問題が生じておらず、混乱に乗じて失われたとは考えがたいからである。さらに、一三五六年から五七年の初頭にかけて発給された原写本以外からのコピーの存在が確認されていないという、ヘックマンが現存する写本と存在したことが確実な写本から再構成した事実をつけ加え、⁽⁵⁸⁾まずこの両選定侯には「金印勅書」正本が発給されなかった⁽⁵⁹⁾とした。

以上、原写本群の作成について概観してきたことから、次のことが指摘できよう。それは、カール四世が「金印勅書」をその制定時に選定侯全員ではなく、ほぼ間違いなくライン選定侯にのみ発給したのであるう、ということである。写本Cがおそらく雇われ書記により筆写されたと推定されることを踏まえるならば、むしろカール四世がそこまでして四人のライン選定侯に「金印勅書」写本の手交しようとしたのであり、それはかれがこの四人と特別な関係を取り結ぼうとしていたからである、と考えられるのではないだろうか。

3. 「金印勅書」の公布

この正本写本の作成のあり方を前にするならば、「金印勅書」の公布とはなんだったのかという問題が浮かび上がる。本節においてはこの問題を取り扱う。

第一部ニュルンベルクの立法部分については、「金印勅書」の前文がほぼ唯一の同時代の情報源である。そこでは、先にみたとおり、全選定侯、および諸侯以下の多数の者たちが出席するなか、皇帝カール四世が皇帝の玉座に座り、皇帝の衣装と宝飾を身に着け、そして皇帝冠をかぶり、皇帝の十全な権力から発布した、という。しかしすでにツォイマー以来、ここで一時間以上かかるラテン語の（すなわち、出席者の大半が理解できない）原文を、たとえば宮廷書記長がほんとうに読み上げるだろうか、という疑問が呈されている。ツォイマーは、おそらく一二三五年のマインツのランドフリーデ立法のように、ドイツ語簡略版での内容の伝達があっただけであろう、と推定している。⁽⁶⁰⁾

また、ツォイマーによれば、さらにこのときにおそらく「金印勅書」の内容が記録としても渡されたわけではないであろうことが、次のことから推定できる、という。すなわち、この一月一〇日の後、一月二五日、および二月二日に、ケルン大司教に対し、「金印勅書」とほぼ同内容の特権状が付与されている、という事実である（一月二五日、第九条、第一条および第一三条と第一五条の内容、そして二月二日には、第一四条および第一七条の内容の特許状）。これらは、ケルン大司教の肝いりで全体立法の中に組み入れられたのであるが、しかし、間をあまりあけずに二つの特許状が、第二のものとは第一のものを補完する形で発給されているのは、参照すべき確固たるテキストがなかったからではないか、という推定を成立させる。すなわち、プロトコルなどを所有し、そこから必要な部分をさらに特許状として発給させるのであれば、最初から、第二の特権状までを含む一つの特権状を発給させるであろうが、実際にはそうではなかった。それはすなわち、確固としたテキストをケルン大司教が所有せず、皇帝書記局の中で帝国集会において取り決めた内容の中から詳細な検討なくして選んで、別に発給させたことを意味する、というのである。⁽⁶¹⁾ ヘルゲメラーは逆に、こ

の事実はケルン大司教が「金印勅書」第一部について詳しい内容を知っていたのであるから、むしろなんらかの形でプロトコルが渡されていたことを推定させるというが、このツォイマーのテーゼを前にしては説得力に欠けるように思われる。⁽⁹²⁾

しかし、たとえ最初の正本である写本Bがニュルンベルクの集会から半年後ぐらいに作成されたとはいえ、この一月一〇日の段階で、すでに「金印勅書」のニュルンベルク部分がひとまとまりのものとして構想されていた、ということはおそらく間違いない。というのは、もし写本Bが作成時にニュルンベルクの諸決議の中からあらたに作り上げられたとするならば、ヘルゲメラの指摘する「最終編纂」の過程で、さきに確認した補遺部分(第二〇条から第二三条)が当初のあるべきところにおかれ、第一九条でもって終わる構成になっていたろうからである。また、ニュルンベルクの集会直後にケルン大司教、フルダ大修道院長、シュトラスブルク司教に発給された特許状も、「金印勅書」の存在を前提として書かれている。それゆえ、ニュルンベルクの集会においてはこれら一連の内容の確認行為が行われ(フリッツのいう草案はこのときのものであろう)、その通りの順番で、しかし若干の編纂作業を——もしくはすると多少の語句の変更も——もなつて文書案(そして写本B)が作成され、そしてメッツの集会で披露されることとなつていたと考えるべきであろう。

ニュルンベルクの会議については、「金印勅書」以外ほぼ沈黙しているのに対し、メッツの会議については叙述史料が豊富である。この会議は、中世後期におけるもつとも壮麗な帝国集会のひとつに数え上げられ、同時代人の関心を集めた。しかしながら、それらの史料においては通常、メッツに全選定侯と多数の諸侯のみならず、フランス王太子兄弟(ヴィエンヌ公にして王太子シャルル「後のフランス王シャルル五世」およびベリー公ジャン)、および枢機卿にしてアルバーノ司教であるペリゴール(タレイラン)が来参していること、そしてクリスマスに華やかに行われた宮廷儀礼、

ならびにレーン授与が行われたことを伝えるのみであり、「金印勅書」の公布についてなら言及がない。この例外は、レヴォルト・フォン・ノルトホフによる『マルク伯年代記』であるが、一三五七／五八年に記事を書いたノルトホフはメッツの集会について言及するも、そこで話し合われたのではない「金印勅書」の第一部第一七条のみを問題とし、さらに「金印勅書」から文言を直接引用して記事を書いている。それゆえ現在の研究において、かれ自身はこのメッツの帝国集会に参加しておらず、ある写本（おそらくは写本C）を参照して書いた、と考えられている。⁶⁴したがって、メッツの集会でも「金印勅書」の読み上げによる公布は、なんの痕跡もないといえることから、おそらくなかったと考えるべきであろう。

それでは、同時代人は「金印勅書」という文書が存在することを知らなかったのか。われわれはすでにノルトホフの事例からそうではないといえるが、さらに、カール四世自身が一三五七年一月六日レーゲンスブルク周辺に住む受取人あてに出した書簡を付け加えねばならない。⁶⁵ここでは、カール四世が都市メッツへの皇帝の入市から、宮廷会議における儀礼の数々、そしてその後の予定までを詳細に記してあるが、そのなかに「そこ（メッツ）で余は、いくつかの立法を布告し公けにした（ubi plures leges editas promulgavimus）」という記述が存在するのである。それゆえ、当事者以外にもメッツにおいて公布された諸立法、すなわち「金印勅書」のテキストが存在するということを知りえたことは疑いえないのである。他方で、その認識のありようは、レヴォルトの年代記およびカールの書簡が示しているように、われわれが知る全体として一つの「金印勅書」ではなく、せいぜいのところが、個別の諸立法であったであろう。しかし、われわれはひとまずそれを、ネガティブに評価するのではなく、ポジティブに評価しておきたい。

さらにまた、ガルニエが指摘するように、⁶⁶公布という行為そのものについてもわれわれは再考しなければならない研究状況にある。近年の中世における政治的コミュニケーション史の成果にもとづけば、多くの事例において指示内容の

パフォーマティブな再現が手続きの締めくくりとなっており、それは証書作成の際、内容の公表のみならずそのヴィジュアル化も構成要素となっていたことを意味すると考えられる。⁽⁶⁷⁾ メッツの帝国集会で策定された部分の主眼は、皇帝と選定侯の協働がその国制の根幹に置かれた帝国像をいかにして現実化するかという儀礼細則であり、それは現実に実行され、多数の年代記に記された。ここからわれわれは、「金印勅書」という文書を手交することが必ずしも同時代人にとって重要ではなかったことを指摘できるであろう。また同時に、ザクセンとブランデンブルクに「金印勅書」写本がおそらく発給されなかったことも、それほど本質的なことではなかったといえるかもしれない。というのは、かれらもまたそこでの儀礼に参加し、同時代人の前でみずからが何者であるかを示すことができたからである。

4. 同時代の「金印勅書」に対する言及例

「金印勅書」というテキストが同時代人においてどのように認識されていたのか。一四世紀後半における言及例について、リンドナーはこれまで見過ごされてきた言及例を指摘している。⁽⁶⁸⁾ 本節においては、以下、その導きにしたがいつつ、皇帝書記局の実践、そのほかの書記局ならびに年代記における言及を確認することとしたい。

その前にわれわれは、まずは一三五六年の二度の帝国集会における一連の諸決定を総体として呼ぶ「金印勅書 (die Goldene Bulle)」という呼称が、同時代ものではなく、後の時代になって初めて現れたものであるという事実を確認しなくてはならない。現在、この呼称が一三五六年の諸決定に対して用いられたと史料上初めて確認できるのは、一四〇〇年のループレヒト・フォン・デア・プファルツ (在位一四〇〇―一〇年) の新国王選挙の際に出された文書においてである。⁽⁶⁹⁾ ほぼ同時期に作成されたと考えられているヴェンツェル写本においては、⁽⁷⁰⁾ 「皇帝制定法である金印勅書 (aurea

bullae imperialium constitutionum)」の文字がある。ただし、一三六六年フランクフルトの都市文書におけるなど、この文書と金の印璽とを関連させた言及は、すでにそれ以前からいくつかある。

また、一四世紀において Bulla aurea (「金印勅書」という名称は、一三五六年の諸決定にたいする固有名詞ではなく、むしろ一般名詞として用いられていた。たとえば、一三五七年一〇月一日にコンスタンツの教会に出されたすべての特許、権利そして不動産を確認する文書は、金印が付されており、その裏側に「Bulla aurea Karolina(カールの金印勅書)」と書かれている⁽⁷²⁾。こうした状況の背景には、カール四世のもとで金印の付された特許状がしばしば発布されていた、ということがある。たとえば、カール四世は一三五六年だけで二〇通もの金印の付された特許状を発布しているという⁽⁷³⁾。一三六六年の「金の印を付された書」といった呼称も、こうした一般名詞的な用法の中に位置づけられるだろう。

他方、そもそも一三五六年の諸決定それ自体においてこの諸決定がなんと呼ばれているかといえは、まずは「立法(leges/lex)」(一五回)、「制定法(constitutio)」(九回)、「勅令(edictum)」(九回)である。そして、これらのヴァリアントとして nostre leges、lex nostra imperialis、imperiales nostre constitutiones et leges、nostra constitutio、nostra constitutio imperialis、edictum imperiale、edictum nostrum という呼称がある。また、それぞれ一回ずつではあるが、「余の宣言(nostre declaratio)」⁽⁷⁴⁾、「余の命令(nostre ordinatio)」そして「書(libre)」と呼ばれている。

4-1. 皇帝ならびに皇帝書記局の実践

すでに言及したケルン大司教宛の特権証書(一三五六年一月二五日および二月二日づけ)においても、「金印勅書」は「いくつかの皇帝の立法にして制定法(plures leges et constitutiones imperiales)」とよばれている⁽⁷⁴⁾。さらにフルダ大修道院長宛の特権証書(一三五七年一月六日づけ)では、「金印勅書」の第一六条の市外市民禁止規定が引用されているが、

まず本文中において「立法にして皇帝法 (ein gesezze und keiserrecht)」と、そしてリンドナーは触れていないが、独自にドイツ語に訳されたと考えられる引用部分において「余の皇帝立法 (unser kaiserliche gesezze)」と二回⁽⁷⁵⁾「余の皇帝命令 (unsir keiserlich gebot)」と述べられている。そのほか、一三六一年五月二五日づけおよび八月二九日づけで、ザクセンの選定侯位をめぐって、ザクセン＝ラウエンブルク公エーリヒに対してザクセン＝ヴィッテンベルク公ルードルフが起こした訴訟に関連して出された証書においては、「余の皇帝法書において (in unserm keiserlichen rechtebuch)」という言葉が出てくる⁽⁷⁶⁾ことがよく知られているが、これはかつて「金印勅書」の唯一の同時代的呼称と考えられていた⁽⁷⁷⁾。また、ニュルンベルク・ブルクグラーフに対して、一三六三年三月一七日づけで出された証書においては、「余がかつて余の都市メッツにおいて、諸侯の助言により作成し、そして文書化し印璽を付すことを命令した『皇帝立法ないしは勅法』 (lex imperialis seu statutum)」⁽⁷⁸⁾ドイツ語バージョンでは短く「余が (かつて) メッツにおいて諸侯の助言でもって作成し、文書化し印璽を付した『立法』 (gesezze)」と呼称されている⁽⁷⁹⁾。ここでは、後に触れるように誤りを含むとはいえ、「メッツの立法」、すなわち「金印勅書」への明確な関連づけがみられる。

従来の研究は、ここで「金印勅書」との関連づけが行われなくなったと考えていたが、実際はそうではない。たとえば、一三六四年一月二三日づけでカール四世が発給した文書においても言及がある⁽⁸⁰⁾。それは、トリリア大司教および教会と都市トリリアの当局との間の裁判権に関する争いに関して、皇帝が仲裁した際に発給されたものである。その際、トリリア大司教が皇帝の裁判所に「聖なる、そして不可分の三位一体の名において、至福に満ちてアーメン。カール四世、神の恩寵により、清澄なるローマ皇帝にして常なるアウグストゥス、そしてベーメン王 etc.」から始まる、「余」⁽⁸¹⁾「カール四世」の皇帝金印でもって印璽の付されている余の皇帝文書 (unser keyserlich briewe, die bulliert sint mit unserm keyserlichen gulden bullen)」を持参し、その主張の根拠にしたこと、そして、皇帝はその「余の立法にして法律 (unser

gesetzte und lex)をもとにして、この争いに對し判断を下していることが述べられている。これは、皇帝の宮廷内とその外の実践における「金印勅書」への言及事例として興味深い一面を持っており、本節の三でまた立ち返りたい。また、一三七四年一月一日づけの国王選挙と関連してトリニア大司教に発給された文書では、「立法にして命令 (gesetze und ordnung)」および「命令にして立法 (ordnung und gesetz)」と二度呼ばれている⁽⁸¹⁾。

さらなる例として、ランプレヒト・フォン・ブルンによる「金印勅書」への言及をあげることができる。それは、市外市民問題に関連して、都市シュトラスブルクの市長と市参事会にあてて書き送られた書簡中にある。ブルンはカール四世のもとで栄達の道を歩んだ有力な顧問官であり、皇帝の後ろ盾もあつて当時シュパイアー司教となつていたことにくわえ、この文書の発給場所がブラハであることから、この事例をこの皇帝あるいはその書記局の実践に分類できる。そこでは、「金印勅書」が「帝国と選定侯の一般立法にして命令 (des richs und der curfürsten gemein gesetz und gebot)」のほかに、再度「皇帝と選定侯の一般命令 (unseres herren des keyserers und der curfürsten gemein gebot)」と呼ばれてゐる⁽⁸²⁾。

ブルンの言及の前提として、この文書中において明確にエルザスとハーゲナウと言及されていることから、一三六五年に皇帝カール四世が行つたふたつの措置を考えることができる。第一に、四月二三日にハーゲナウに宛てて発給した文書においては、皇帝がハーゲナウ周辺の諸侯などにたいして、自身の臣民がもしハーゲナウの市民になろうとした場合にはそれを阻害してはならないことを規定した。リンドナーによれば、そのなかにおいて「金印勅書」が「一般立法 (ein gemein gesetzze)」と呼ばれている、という⁽⁸³⁾。われわれは、ブルンのものとあわせてこの二つの事例から、皇帝およびその周囲において、「金印勅書」が一般的に妥当する帝国法とされたと指摘できるだろう。いまひとつの措置は、カール四世が八月一〇日に、ハーゲナウを含めたエルザスの諸都市に対して、選定侯の同意の下に特別に市外市民を持

つことを許したものである。ここにおいては、「金印勅書」への言及はないが、皇帝が数年前にこの権利をこれら諸都市から剥奪したものであることが言及⁽⁸⁶⁾されている。これは、皇帝自身による「金印勅書」の違反であるが、この問題は、後にまた立ち返りたい。

このような「金印勅書」への関連づけは、さきに触れた一三五七年一月六日づけのカールの「公布」書簡と併せて考えると、カール四世およびその書記局の側で皇帝カールの立法行為を積極的にアピールしているものといえる。さらに、内容との関連づけの精度いかんという問題に立ち入ってみよう。

一三五六年一月二五日および二月二日づけのケルン大司教宛特許状は、そもそも「金印勅書」の制定時において特にケルン大司教の関心の高かった部分を抜粋したものであるから、当然これはかなり精度の高い引用となっている。⁽⁸⁷⁾また、フルダ大修道院長宛ての市外市民禁止に関する特権証書では、第一六条がドイツ語に訳されて引用されている。この訳は独自のものであり、発給される際にわざわざ訳されたものと考え⁽⁸⁸⁾ことができる。これも、「金印勅書」の制定直後に作成されたことを、高い精度の要因として指摘できる。

他方、諸研究が「金印勅書」と同定してきた、一三六一年のザクセンの選定侯位をめぐる訴訟における「余の皇帝法書」の引用は、じつは精度が高くない。この文書において問題となっているのは、とりわけ、ザクセン＝ラウエンブルク公エーリヒが、まるで自身が選定侯であるかのごとく、帝国の最高位のマルシヤル(＝大マルシヤル)の称号を用いていることである。そして、それに対し、選定侯の位階と選定侯領は分かちがたいこと、選定と票(„kur und stimme“)および選定侯のすべての権利をもつ者がその位階にあることを、「余の皇帝法書に書かれているように」と引き合いに出しているにすぎない。しかし、皇帝カール四世はかつて自分が制定した立法に基づき、このザクセン選定侯位をめぐる対立を解決しようとしていることはあきらかであり、それは、この立法についての文書が存在することを前提として

いることは疑いえない。⁽⁸⁹⁾

ニュルンベルク・ブルクグラーフの諸侯身分昇格証書においては、かつてツォイマーがそれを理由に当時の宮廷書記長ヨハン・フォン・ノイマルクトが「金印勅書」の起草に寄与していないと結論づけたように、誤りが存在する。それは「金印勅書」第九条にある鉱山採掘レガリアに関しての引用のさいに、この部分がニュルンベルクではなくメッツにおいて発布された部分であるとしていること、そして本来すべての選定侯に鉱山採掘レガリアがあるとされているのを、選定侯だけがこのレガリアを享受できると、レガリアの享受範囲が狭まってしまっていることである。⁽⁹¹⁾しかし、さきにも触れたように、このレガリア授与を「メッツの立法」、すなわち「金印勅書」と明確に関連付けようとしていることは注意に値するだろう。

また、ランプレヒト・フォン・ブルンの文書では、第一六条を具体的に念頭におきながら、「帝国と選定侯の一般立法にして命令」および「皇帝と選定侯の一般命令」と述べているだけである。ハーゲナウの一三六五年の文書については、筆者に利用可能であったのがオリジナルではなく内容の抜粋版のみであり、先の記述をリンドナーに依拠したが、おそらく同様に第一六条を念頭において「一般立法」と述べているだけであろうと推定される。

以上から、「金印勅書」制定直後にいわばその抜粋としてあたえられた諸特許をのぞけば、従来の指摘通り、「金印勅書」の内容は皇帝書記局において比較的粗く扱われていることが分かる。この粗い扱いと密接に関連すると思われるのが、ツォイマーの非難の対象にもなっている、カール四世自身の「金印勅書」に抵触する行為である。それは、先にこのブルンの措置と関連して言及した、エルザス諸都市に関する市外市民規定の取り消し以外にもある。

まず、帝国剣の護持をめぐる争いである。⁽⁹²⁾この争いは、まさにメッツでの「金印勅書」発布の聖夜の祝祭の際に、「金印勅書」で職務が帰属するとされたザクセン公と、ブラバント公にして皇帝の異母弟ヴェンツェルの間で生じたもので

ある。ひとまずここでは、剣の護持はザクセン公ルードルフが担い、ブラバント公はペーメン王の代理として参加したことによって、深刻な対立、そしてその結果儀礼そのものが行えなくなるような事態は回避された。「金印勅書」の規定が遵守された結果であるように見えるが、しかし、一二月二七日づけの証書によれば、ここでのブラバント公の帝国剣を護持する職務の放棄は永続的なものではないとされ、さらに同日づけで選定侯の同意書が付されているのであり、さらに皇帝自身一月五日にこの放棄から永続的な不利益は生じない旨をブラバント公に確認している。⁹⁴ 他方七日には、この措置がザクセン公に対しても不利益にならないことも確認している。注目すべきことに、選定侯の同意書も含めこれら一連の措置において、「金印勅書」の規定はなんら顧慮されていない。そしてこの暫定的解決策は、後に触れるように、再度同様の問題が起ることを防ぐことはできなかったのである。

そしてまた、みずからの息子ヴェンツェルを国王位に昇格させるための国王選挙の準備に関連した措置である。さきに触れたように、一三七四年一月一日づけで、カール四世はトリニア司教クルーノに対し、フランクフルトで国王選挙を開くべしとする「立法にして命令 (gesetz und ordnung)」を、自由な選挙をおこなうためにと理由をつけて、明確に撤回した。これは、明確に「金印勅書」(のうちの第一条第一五項および第二九条など)を意識しており、さらにそれを、意図的に無効にするものである。また、実際には、一三七六年に、ライン選定侯四人によるレンスでの「指名」の後、フランクフルトにおいて七人集まって「選挙」を行っているが、そこでは、すでにブランデンブルク辺境伯になっていたカールの息子ジギスムントの代わりに、選定侯領を保有しない前選定侯でヴィッテルスバッハ家のオットーがブランデンブルク辺境伯として、および正規に選ばれたのではないヴェッティン家のルートヴィヒがマインツ大司教として、選挙に参加している。これは、あきらかに第二〇条違反となろう。

そして、このヴェンツェルの戴冠の際に、再度剣の護持の問題が生じた。年代記によれば、実際に力による争いに発

展しそうな勢いであったが、皇帝による措置でこの問題は収まることとなった。しかし、ここでも「金印勅書」は引き合いに出されるどころか、全くそれとはかけ離れた形で解決が図られた。すなわち、この戴冠の際に剣の護持は、ブランデンブルク辺境伯であったジグスムント・カールの次子⁽⁹⁶⁾が担ったのである。

また、ブランデンブルクに関してカールは、選定侯領の不可分性について規定した第二〇条と二五条に違反して、選定侯領の分割を行おうとしている。たとえば、一三六四年四月一日カールは、さきにも言及したブランデンブルク選定侯領を共同統治していたルートヴィヒとオットーが、かれらの間で所領に分割しようとした試みに同意している。⁽⁹⁷⁾また、かれは一三七六年二月二日、ブランデンブルク選定侯領からノイマルクを分割し、ヨハン・フォン・ゲルリツに与え、そして一三七七年一〇月一八日にこれを更新した。⁽⁹⁸⁾

以上皇帝および皇帝書記局の実践をみてきたが、まずわれわれは、皇帝側の試みとして、「金印勅書」を皇帝立法として描きだそうとしてきたことを指摘できるだろう。ラントフリーデを除外すれば、立法行為は帝国のアルプス以北において一二三七年から一三二九年までの皇帝不在期にはみられなかった。⁽⁹⁹⁾ようやくみられるようになったのは、ルートヴィヒ四世・デア・バイエル（在位一三一四―四七年）が、一三二八年の皇帝戴冠の後ドイツに帰還して以降であり、当時にあつては立法が皇帝位と結びつけられて観念されていた。あきらかにカール四世もまたこれに連なり、皇帝として自身が十全な権力をもつ姿を広くアピールしようとしていた、と考えることができる。⁽¹⁰⁰⁾

そして、ザクセン選定侯位をめぐる対立、そしてニュルンベルク・ブルクグラーフの諸侯身分昇格の事例から、カール四世はかつて自分が制定した一三五六年の諸立法に基づいて措置を行っていた。一三六五年ハーゲナウに対して、および六六年のシュトラスブルクに対する「一般立法」への言及は、この同じ文脈に位置づけられる。このことから、「金

「印勅書」は皇帝側が用いることのできる法的リソースの一部をたしかに形成していた、といえるのである。

ツォイマーが指摘していた通り、カール四世はしばしば、「金印勅書」の指示内容を明確にかれの意思により変更あるいは撤回していた。これは、国制行為としての儀礼(行進にかかわる剣の護持の問題、ならびに息子ヴェンツェルの国王選挙のための政治的取引)の円滑な遂行を目指したものであれ、家門的利害関心からのもの(とりわけブランデンブルク辺境伯領の獲得)であれ、皇帝カールの利害関心に沿うものであった。ここから、カール四世が比較的自由に指示内容を変更あるいは撤回している姿は、かれがみずからその立法に拘束されるとは考えていなかったことを示している。

拘束されないということ、無関心とは明らかに異なる。それは、エルザス諸都市に関して市外市民規定を取り消した際にも、長男ヴェンツェルの国王選挙のために国王選挙規定の一部を撤回した際にも、「金印勅書」の存在を念頭に置いていることから、明らかである。エルザス諸都市の市外市民に関する措置、そして一三五六年のメッツにおける剣の護持をめぐる問題の際にも皇帝が選定侯の同意を取り付けていることから、かれは「金印勅書」の修正や変更の際に不用意に措置を行っていたのではなく、むしろ、かなり慎重に行動していたと考えるべきである。むしろツォイマーの評価は、かれの時代拘束性を示していると考えねばなるまい。

一三六三年のニュルンベルク・ブルクグラーフに対する証書において、鉦山レガリアに関する適用範囲が誤って記されていることは、いまだ「金印勅書」が聖典化(Kanonisierung)を経験していないことを示している。われわれはその原因を、一四世紀における帝国政治の「貴族的性格」に帰することができるかもしれない。一五世紀にはいると、諸大学の創建ラッシュも相まって、法学の素養をもった者たちが、とりわけ顧問官としてハイ・ポリティクスに関与し、文書に対する態度も含め政治のルールを根底から変えていったことが知られている^(四)。それゆえ、前節におけるガルニエ

の所説も含めて考えるならば、一四世紀後半に生きていた人々がとり結んでいたテキストとの関係は、旧研究において前提とされてきたものと大いに異なっていたことを指摘しなければならないだろう。

この皇帝書記局の実践に関連して、言及例ではないが写本F及びNの作成、そして写本Bとbの合本について、付言しておきたい。写本FとNは、後に正本としての地位を獲得したとはいえ、本来皇帝書記局由来の写しである。とりわけ、Nは写本B+bの完全なコピーであり、ほぼ同時期に元来別の写本であったBとbが合本されている。さらに写本Fもまた、一二三六六年に全体がひとまとまりのものとして作成されていることから、この時期皇帝書記局において、ニュルンベルクの諸立法とメッツの諸立法が、それ以前よりもその一体性がつよく意識されるようになった、といえるのではないだろうか。

4-2. 皇帝書記局以外の書記局における同時代の「金印勅書」

つぎに、皇帝書記局以外の書記局の実践について確認していきたい。マインツ大司教ゲルラッハは、一三五七年六月に、「余と余の教会がわれらの主人である皇帝とその先祖から、その印璽と金の印でもつて印を押していただいた諸特許にして文書 (privilegien und . . . briefen)」を引きあいに出している。⁽¹⁰⁾ここでゲルラッハは、選定侯の臣下や市民が選定侯の裁判所に召喚される前に皇帝の宮廷裁判所に召喚されないという、自由にして特別の恩寵をマインツ大司教もまた有していると主張しており、それゆえ先の引用においては、具体的に「金印勅書」の第一条が念頭に置かれていると考えることができる。⁽¹¹⁾その際、かれは「金印勅書」の直接の受領者であるにもかかわらず、カール四世のみならず、それ以前の国王たちからも同様の内容の特権を受領していると述べている。すなわち、「金印勅書」だけではまだ不十分であり、そのほか同種の特許状の存在について述べることで、みずからの主張をより確たるものにしようとしている

のである。そして、ゲルラッハにとって「金印勅書」は「諸特許」であり、それもなにか特権的な位置づけがあるわけではなく、諸特許のうちのひとつにすぎなかったといえよう。

マインツと同様ケルン大司教にとつても、「金印勅書」はみずからの領邦における君主としての地位を保障する特許であった。初期の「金印勅書」写本としてケルンの書記局において一四世紀後半に作成された三写本をあげることができるが、それらはアムトマンが用いる手引書(Ambuch)の中に見いだされ、そのうち二つに注目し値するメモ書きが存在する。第一のものは、そのおわりに「皇帝カールによる、金印のつりさげられた特許(privilegium)」とある。⁽¹⁶⁾そしてもう一つには、「かの皇帝カールの金の印璽のもとにある制定法。主人のもとにある臣下ないし封臣が、もしその主人にフエーデを宣告しようとするならば、かれの封を主人に明け渡さねばならないという規定、また各自の規定のもとで他者にフエーデを宣告することになる規定、そしていかにしてこの立法はケルン教会とその臣下および封臣にとりわけ拡大されるか」という、⁽¹⁶⁾比較的長い記述がある。第二のメモは、第一七条の規定を自身の臣下と封臣に適用しようとするものといえよう。先に述べたように、ケルン大司教はそれをすでに一三五六年二月の段階で個別に特権証書として受領している。しかし、それを領邦内の権力拡充のために実際に用いようとした際には、「金印勅書」と関連づけ、そして全体を手引書にコピーしていることには注目したい。

これらの事例にあつては、「金印勅書」の直接的な受領者が問題となつてゐるが、オーストリアの「大特許状(Privilegium maius)」は、この一三五六年の二度の集会にほぼ関与していなかった帝国諸侯にたいする影響を考えると、興味深い事例を提供してくれる。これは周知のとおり、ルードルフ四世(建設公(der Stifter))、オーストリア公、在位：一三五八―六五)によつて、一三五八―五九年に出された五(ないしは七)通の偽造特許文書の一つであり、さまざまな特許をオーストリア公に認めるとしたものである。⁽¹⁷⁾モラーフによれば、この文書は「金印勅書」と直接的な

引用関係にはないが、あきらかに「金印勅書」の帝国諸侯層における効果を念頭において偽造されていた、という⁽¹⁰⁸⁾。少なくともメッツの集会で儀礼を通じて表明された皇帝と帝国について理念は、現実の帝国諸侯の政治に影響を及ぼすほどの効果をもっていたことは、疑いえないであろう。

4-3. 二つの交錯する事例―トリリア大司教と都市トリリアの争い

また、こうした皇帝書記局外の事例と関連して興味深い事例が、さきに皇帝書記局の実践において言及した、皇帝カールによって一三六四年二月三日づけでトリリア大司教宛に発給された文書である⁽¹⁰⁹⁾。

ときのトリリア大司教クローノ・フォン・ファルケンシュタインは、一三五六年の二度の帝国集会に参加し「金印勅書」を受領したベームント（一三六二年退位）にかわり、トリリア大司教位についた人物である（一三六三年一月一日パリウム受領）。かれは都市トリリアといくどか激しい衝突を繰り返したが、ここでは都市の立法権をめぐる争っている。具体的には、都市トリリアを貫流するモーゼル川における通行権がクローノに帰属すること、都市内における財の売却権と買戻し権に対する都市の条例が、クローノの意に反して打ち立てられており、それゆえ無効にされるべきことが問題となっている。その際クローノは先に引用したように、金印の付されている皇帝文書を皇帝裁判所に持ち込んで自身の権利を主張したとされるが、ここでは内容と形状から考えて、「金印勅書」が念頭に置かれているといえよう。ただ、より細かい権利が問題となっており、さらにこの「皇帝文書」がほぼ複数形で語られていることから、「金印勅書」をはじめとする一連の文書群について語られているとみるべきである。

他方、都市トリリアの方も、これまで歴代の皇帝ないし国王から発給された文書五通をもって、これに応じた。この中には、皇帝カール四世自身の文書も二通含まれている。それには、前述の大司教の特許状に抵触する内容のものもあり、

それゆえ、大司教と都市それぞれの文書の間で、有効性の問題が生じた。一三六四年二月二三日付の文書は、これに対し皇帝が裁可を下したものである。それに基づけば、まず都市側の用意した文書のうち印璽のないものは無効とされる。そしてさらに、印璽のあるものについても、トリリア大司教とその教会の諸特許に抵触する都市の特許は、「余がかつてニルンベルクにて、余の集成された皇帝文書において、よく熟慮された英断でもって作成された『余の立法にして法律』、とりわけそのうち「くわえて、余はこの立法により以下のことを永遠なるものとして規定し、命じる。すなわち、すべての諸特許など」(Pretera statutus et hoc imperiali perpetuo sancimus edicto, quod universa privilegia etc.)で始まる部分、すなわち「金印勅書」第一三条に依拠して無効とされた。このオリジナルの文書には、ここに「カロリーナ(ないし『カールの』)制定法(Constitutio carolina)」と欄外に注釈が施されているという。⁽ⁱⁱⁱ⁾

この事例では、代替わりした選定侯クーノも、あきらかに「金印勅書」を特許状と認識していた。カールの側では、この「皇帝文書」を、ニルンベルクにおいて「余の立法にして法律(unser gesetz und lex)」として作成されたと語っており、この態度は先に見た皇帝の実践で見られたものと一致する。さらに皇帝側は、「金印勅書」の規定を引用しつつ、都市の諸特許の無効を宣言しているのである。われわれはここで、先に第四節の二で確認したように、選定侯が「金印勅書」をまづもってみずからに与えられた特許として理解し、用いていたこと、そして一で確認したように、それを皇帝側が立法として描きだそうとしていたことを再度確認することができる。

4-4. 同時代の年代記記事における「金印勅書」

年代記についてみよう。マティアス・フォン・ノイエンプルクをはじめとする同時代の年代記の大半が、宮廷儀礼について詳述する一方で立法行為については沈黙している。この路線は先にあげたように主流派であり、この後もつ

づいていく。⁽¹¹⁵⁾たとえば、カール四世の命を受けて一三七〇年代初めに年代記を書いたベネシュも、メッツの宮廷儀礼について詳細に記述しているが、立法行為については言及していない。⁽¹¹⁶⁾ほぼ同時代のケルンの世界年代記（一三七七年）もまた同様である。⁽¹¹⁷⁾ただし、こうした年代記記事が、儀礼についての記述によって、先に述べたように皇帝と帝国の特定の理念の伝達に役立ったことは、改めて指摘しておきたい。

カールの立法行為を考えるにあたって、第一に触れなければならないのは、やはりレヴォルト・フォン・ノルトホフの年代記である。⁽¹¹⁸⁾かれは、メッツの立法行為について「金印勅書」の前文をほぼそのままなぞった形で記しているが、ツォイマーはこれを、メッツの立法行為を目撃したわけではない者が書いた信用できない記事として退けている。⁽¹¹⁹⁾たしかにメッツの帝国集会における立法行為のインフォーマントとしては利用することができないが、視角を変えるならば、非常に興味深いものとなる。すなわち、かれはすでに「金印勅書」制定（すなわちメッツの帝国集会の閉幕）直後に「金印勅書」の写本（おそらくケルン写本であろうと推定されている）を見ながら、自身の年代記記事を作成したのだが、その際にテキスト上のものと考えられるカール四世の立法行為を「事実」かつ記録すべきものと受け取り、「事実を記録すべき」年代記の中に取り込んでいたのである。

また、後の時代には、いくつかの年代記において立法行為が言及されている。たとえば、リュッティヒの聖職者ヴェルナーの手によって一三七三年から八三年までの間に作成されたと考えられる年代記においては、「一三五六年、[…:]皇帝カール殿は諸侯をニュルンベルクにお集めになり、数多く法を制定した」という短いが、ニュルンベルクの立法行為についての記述がある。⁽¹²⁰⁾そのほか、一三九四年以降に書かれた教皇インノケンティウス六世の伝記においても、カールの立法行為についての言及がある。⁽¹²¹⁾これらの延長上に、一五世紀のブラバントの年代記作家の記述がある。⁽¹²²⁾ここにおいては、メッツの集会が一三五七年になっているが、比較的詳しく、ニュルンベルクで制定された二三条分に加えて、

いくつかの条項が制定され、ともに公布された、となっている。ここから、カールの立法行為がたしかにそれほど大きくはないがしかし一定程度の反響を得ていたことは疑いえない。その反響とは目撃者のいわば「生」の情報ではなく、テキスト上で作られた言説であった、ということができるだろう。

年代記という枠組みをこえているが、しかし同時代人の認識を考える上で、先に述べたニュルンベルクの都市会計簿における「金印勅書」の記述に言及しなければならないだろう。ここでは、「金印勅書」が『いかにしてローマ王を選出するべきか』の「小本」とされている。たしかに写本Nと関連した記述であるかどうか不明であるが、しかし、この記述が意味するのは、すでに一四世紀後半にあつて、「金印勅書」が国王選挙規定であるという認識があつた、ということである。このように認識していた者は、それほど多くなかったかもしれないが、しかしたしかにいた。国王選挙はニュルンベルク立法部分の中心的課題であり、また後の展開も知っているわれわれにとってみれば、このことは当然のことであるように思われる。しかし、上記の実践を踏まえるならば、皇帝や選定侯の「金印勅書」の利用から離れて、また一三七六年のヴェンツェルの国王選挙時において「金印勅書」がほとんど顧慮されなかったのにもかかわらず、「金印勅書」は国王選挙規定であると認識されていたことは、注目に値するであろう。それは、テキストに対する低い関心というこの当時の傾向のなかで、すでに「金印勅書」というテキストに対し一定以上の関心がはらわれていたことの表れでもある。

むすび

これまでの行論を最初に設定した問題に即して整理し、さらに今後の研究における展望を記すことで、本稿のむすび

としたい。

まず、「金印勅書」を当事者たちはどのようなものとして認識していたのか、という問題である。当事者の一方であった選定侯たちは、それを一連の特許集成と考えていた。これはかれらの実践からも明らかであろう。事実、「金印勅書」では国王に匹敵するとも評される諸特許が選定侯に与えられているのである。しかしながらそれは、ゲルラッハが利用する際にはかの多数の特許ももってきたように、あくまで利用できるリソースのひとつにすぎなかった。この多数のなかのひとつという「金印勅書」の姿は、もう一方の当事者である皇帝の実践でも明確である。カール四世およびその周囲は特許集成であった「金印勅書」を、一貫して皇帝立法として描きだそうとしていた。しかしまた皇帝自身しばしば「金印勅書」の指示を撤回・変更している。ここから、旧研究が繰り返し指摘してきたように、「金印勅書」は帝国基本法を予知させるような特権的な位置づけを帝国法のなかでももっていなかった。しかし、皇帝側のさまざまな関連づけの試みや選定侯が実際に「金印勅書」を引き合いに出していることから、当事者たちは「金印勅書」をたしかに認識していたこともまた疑いえないのである。

そしてかれらは他者にたいし「金印勅書」、あるいはその内容をどのようなものとして、また「金印勅書」を通じてなにを認識させようとしたのか。選定侯にとってみれば、結局は他の特許と同等のものにすぎなかったとしか言えないであろう。それに対し、皇帝側の努力として次の二つの点を指摘できる。まず、皇帝は「金印勅書」において、そしてそれを通じて皇帝と帝国についてのみずからの観念を広めようとしていたことである。構成と形式でみたように、「金印勅書」とりわけニュルンベルク部分は個別立法の集合体ではあったが、ある程度統一的な形をもたらすために編纂の努力がみられた。それは、この主題と密接に関連しており、そこで表明された帝国の観念は第二部を通じて強化された。この観念―すなわち、皇帝はローマ皇帝としてローマ帝国を統べるが、その際選定侯は元老院でありかつ皇帝の肢

体として皇帝に奉仕する―は、第二部の主眼であつた宮廷会議の実施細則によって、そしてメッツにおいて可視化されたのである。

第二に、立法の強調を通じたみずからの皇帝の地位のアピールである。「金印勅書」の制定は、カール四世の皇帝戴冠の直後であつた。当時立法が皇帝位と結びついていったことから、カール四世はここで、みずから「十全な権力を有する立法者としての皇帝」であることを強調していた。皇帝側の「金印勅書」を皇帝立法として一貫して描きだそうとしてきた努力も、この文脈から理解されねばならないのである。

そして、本稿の問題設定の最後である、こうした試みはどの程度有効であつたのか、という点である。数多くの叙述史料がメッツでの儀礼について述べていること、そしてオーストリア公による文書偽造の事例から、「金印勅書」に込められている皇帝と帝国、そして選定候に関する秩序観念は、ひろく伝わり大きなインパクトをもっていた、ということがわかる。他方、文書そのもののへの関心は、皇帝側ですら利用実践において粗さが目立つように、かなり低かつたと言わざるをえない。しかしそれでもゼロではなかつた。散発的ながら、当事者の双方で「金印勅書」のテキストをもちいている事例は見られ、場合によってはかなり意識的ですからある。「金印勅書」には従来指摘されてきたとおり、多様な規定があり、幅広く利用が可能であつた。われわれはこのような具体的な関心からの利用のなかに、レヴォルト・フォン・ノルトホフの、当時ヴェストファーレンが置かれた状況からフェーデ抑制についての第一七条に特化した年代記記事をふくめることができる。こうしたテキスト上の実践は、「金印勅書」というテキストの存在を呼び起こすことに連なつた。

この文書としての「金印勅書」への同時代人の関心として興味深いのは、皇帝書記局における写本FとNの作成、およびB+bの合本という事実は、認識の変化を示しているように思われることである。むしろ、そもそもライン四写本

はそれぞれ一つのものとして作成されているのであるが、とりわけその制定から約一〇年後から、より「金印勅書」が全体として一つのものとして観念されるようになったといえるのではないだろうか。

また、ニュルンベルクの都市会計簿において、「金印勅書」が国王選挙規定であると認識されていたことは明らかである。それは、確かに「金印勅書」第一部の主眼であったが、皇帝および選定侯の実践から見られる「金印勅書」の姿から大きく逸脱するものである。このような認識がたしかに存在したということは、それがすべてでも多数派でもなかったらうという留保をつけたうえであるが、「金印勅書」の同時代的認識を考える際にも、またその後の受容を考える際にも、重要な定点となるように思われるのである。

最後に、①帝国とはなにかを主題とし、その観念が同時代にあつて大きなインパクトをもっていたこと、②ラインの四写本のみならず、写本B+bの合本やケルン書記局における全体の引き写しからも、二回の帝国集会で取り決められた諸立法の集合体がいちつのモノとしても認識されていたであろうこと、そして③多様な関心のもとで繰り返し利用されたこと、この三点は、「金印勅書」が帝国の姿をひろく―実際に規定している以上に―規定しているという、この後現れてくる「金印勅書」観に連なっていくのではないだろうか。このような「金印勅書」観は、たとえば一四〇六年国王ループレヒトの議論⁽¹²⁾、およびペーター・フォン・アンドラウの帝国貴族についての議論や、一五〇七年のコンスタンツの帝国集会上における席次争い⁽¹³⁾にみてとることができる。とりわけアンドラウは、一五世紀の後半という時代にあつてすでに、中世中期以降の皇帝立法や特許状のなかで「金印勅書」を唯一明示的に引用し、「金印勅書」に非常に高い地位をあたえている。これらは今まで「歪曲」や「誤り」と評され、考察の外に置かれてきたが、むしろ一四〇〇年ごろより本格化する「金印勅書」の受容を、「認識」という枠組みから考える際に、積極的に取り込んでいかねばならない。しかし、これは本稿が当初に設定した課題をこえるため、別稿に譲ることとしたい。

- (1) 本稿が対象とする文書は通常、「金印勅書 die Goldene Bulle」と呼ばれているが、後に述べるようにこの名称自体、成立から半世紀たってからようやく史料上確認できるものである。したがって、この文書の性格を厳密に考えていく場合、無前提にこの名称を使うことはできないと考え、本稿においては、「この文書全体を問題とする場合、通常「金印勅書」と呼ばれる文書」という意味で、「金印勅書」とカッコつけて書くことにする。
- (2) たとえば、ブッシュマンは一八三〇年代の終わりに、ハノーファー王国において生じた王位継承問題に関し、「金印勅書」の第二五条が根拠となつて解決されたことを紹介している。Arno BUSCHMANN, Die Rezeption der Goldenen Bulle in der Reichspublizistik des Alten Reiches, in: U. HOHNSEE, M. LAWQ, M. LINDNER, M. MENZEL und O. B. RADER (Hgg.), Die Goldene Bulle. Politik-Wahrnehmung-Rezeption, Berlin 2009, 1071-119, bes. 1118f.
- (3) ピュッターは、かれ以前の「金印勅書」についての研究文献をあげる中で、帝国基本法のうち「これほどまでに多くの解釈者と注釈者を得たものはない」と評している。Johann Stephan POTTER, Literatur des Teutschen Staatsrechts, 3 Bde. Göttingen/Erlangen 1776-83, II., S. 483, III., S. 88f.
- (4) Karl ZEUMER, Die Goldene Bulle Kaiser Karls IV., 2 Bde., Weimar 1908.
- (5) たとえば、テキストはその後、フリッツが理想的なテキストではなく、現実にそうあったものを志向して、校訂され出版された。Bulla aurea Karoli IV. Imperatoris anno MCCCLVI promulgata, bearb. v. Wolfgang D. FRITZ (Fontes iuris Germanici antiqui, Bd. 11), Weimar 1972. 本稿はテキストをこれに依拠した。また、個々の内容の法的背景について重要であるWinfried DOTZAUER, Überlegungen zur Goldenen Bulle Kaiser Karls IV. unter besonderen Berücksichtigung des rechtlichen Hintergrunds, in: W. DOTZAUER, W. KIEBER, M. MATHEUS U. K.-H. SPIES (Hgg.), Landesgeschichte und Reichsgeschichte, Stuttgart 1995, S. 165-93. しかしながら、とりわけ「金印勅書」研究に取り組んだ研究者として、ヘルゲメラウの名をあげねばならない。かれは、ツォイマーの研究にたいし、さまざまな角度から批判的考察を加えて、その像を修正した。Bernd-Ulrich HERGMÖLLER, Der Nürnberger Reichstag von 1355/56 und die *Goldene Bulle* Kaiser Karls IV., Diss. Münster 1978; ders., Die Verlasserschaft der „Goldenen Bulle“ Karls IV., in: Bohemia 22 (1981), S. 253-299; ders., Fürsten, Herren und Städte zu Nürnberg 1355/56. Die Entstehung der „Goldenen Bulle“ Karls IV., Köln/Wien 1983; ders., Der Abschluß der „Goldenen Bulle“ zu Metz 1356/57, in: F. B. FAHLBUSCH u. P. JOHANKE (Hgg.), Studia Luxemburgensia,

Warendorf 1989, S. 123-232. DEBS, Die Eröffnung der „Goldenen Bulle“, Vorgebet und Proklamationsdiplom von „omne regnum“ unter metaphorologischen und exegetischen Aspekten, in: DEBS, *Cogor aduersum te*. Drei Studien zum literarisch-theologischen Profil Karls IV. und seiner Kanzlei, Warendorf 1999, S. 126-220. また DEBS, Die Entstehung der „Goldenen Bulle“ zu Nürnberg und Metz von 1355 bis 1357, in: Evelyn BROCKHOFF (Hg.), Die Kaisermacher. Frankfurt am Main und die Goldene Bulle 1356-1806, Frankfurt a.M. 2006, S. 26-39. またそれ以前の研究のヒッヤムスを手短にまとめたものもある。

- (6) この点に関して付言すれば、かつては皇帝と選定侯^{ドイツの意思が貫徹したのかという論争があった。たとえば、}「シャイマーは、カール四世が「裏の考えや副次的意図なく『帝国の善 (Wohl des Reiches)』を促進しよう」とし、それが選定侯に好意的に受け取られて、「金印勅書」となったと考えた。ZEINER, Die Goldene Bulle (Anm. 4), I, S. 190. これにたいし、ベーターゼンは、シュトラスブルクの都市使節の報告に見出される、カール四世自身がニュルンベルクの帝国集会で話し合うべきとして事前にあげたとされる五つのテーマ^{「金印勅書」の該当部分を比較し、その間にみられる顕著な差}から、「金印勅書」は選定侯のリアクションの表現であり、それにカール四世は一時的にはあれ屈した産物である、と主張した。Erling LADIEWIG PETERSEN, Studien Zur Goldenen Bulle, in: Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters 22 (1966), S. 227-57. すべにこの直後にヴォルフが、「真実は中庸にある」としたように、以後の研究は、この両極の間のまじに位置づけられるかを問題にしている^{「金印勅書」の成立は、たしかに皇帝のインシムティブなかつたが、しかしまた各々独自の利害関心を持つ皇帝と選定侯、およびいく人かの諸侯のあいだの長いコミュニケーションの過程が前提となっていた、というものが学界の共通認識となつてゐる。Claudia GARNIER, Die Ordnung des Reiches, Die Position des Herrschers in der Goldenen Bulle in der Wahrnehmung bis 1400, in: HOHENSEE ua. (Hgg.), Die Goldene Bulle (Anm. 2), S. 197-240, bes. 201f.; Paul-Joachim HEINIG, *Solde bases imperii et columpne immobiles?* Die geistlichen Kurfürsten und Reichsepskopat um die Mitte des 14. Jahrhunderts, in: HOHENSEE, ua. (Hgg.), Die Goldene Bulle (Anm. 2), S. 65-91, bes. 65ff.}

- (7) 筆者は、「金印勅書」がどの時点をもって帝国基本法となつたのか自体、問われなくてはならないと考えるが、通例一五

一九年のカール五世の国王選挙協約においてであるといふ。ZEUMER, Die Goldene Bulle (Ann. 4), I, S. 227.

- (8)むしろ、「金印勅書」の成立については、皇帝カール四世のヘゲモニアルな王権を背景に理解されねばならないことが研究の前提とされている。モラーフは「金印勅書」がまずもって、皇帝中心のいわば一元主義的な重い義務とひきかえにカール四世によって選定侯に与えられた特権証書であるとした。たとえば、Peter Moraw, Von offener Verfassung zu gestalter Verdictung, 1250-1490, Frankfurt a.M./Berlin 1985, bes. S. 247-9. 以下、シュレーバーは、個別の内容はそれぞれ異なる時点において成立したものであるが、それらを一つの全体に統合した点に、シュレーバーの「金印勅書」がカールの業績として位置づけられねばならない理由である、といふ。Ernst Schubert, Königswahl und Königtum im spätmittelalterlichen Reich, in: Zeitschrift für historische Forschung 4 (1977), S. 257-338, bes. 289f. シュレーバーはこのように、「べちらかといえは、カールのインシアティブに力点を置つてゐるが、この視点は近年上梓された著作になつてゐる繰り返されてゐる。Ders., Königsabsatzung im Spätmittelalter. Eine Studie zum Werden der Reichsverfassung, Göttingen 2005, bes. S. 351ff.

- (9)この点は、そこに註二であげたように、「金印勅書」が帝国の滅亡後も法源として用いられたことからも明らかであるが、さらに、モラーフが「金印勅書」を通じて、ドイツの立法概念が形成された指摘してゐるところから、裏づけられてゐる。P. Moraw, Kaiser Karl IV. im deutschen Spätmittelalter, in: Historische Zeitschrift 229 (1979), S. 1-24, bes. 19.

- (10) GARNIER, Die Ordnung des Reiches (Ann. 6), bes. 198f.

- (11) たつて、BROCKHOFF (Hg.), Die Kaisermacher (Ann. 5); HOHENSEE, u.a. (Hgg.), Die Goldene Bulle (Ann. 2) 以下の論集であげられる。

- (12) GARNIER, Die Ordnung des Reiches (Ann. 6).

- (13) Michael LINDNER, Es war an der Zeit. Die Goldene Bulle in der politischen Praxis Kaiser Karls IV., in: HOHENSEE u.a. (Hgg.), Die Goldene Bulle (Ann. 2), S. 93-140.

- (14) Marie-Luise HECKMANN, Zeitnahe Wahrnehmung und internationale Ausstrahlung. Die Goldene Bulle Karls IV. im ausgehenden Mittelalter mit einem Ausblick auf die frühe Neuzeit (mit einem Anhang: Nach

Überlieferungszusammenhang geordnete Abschriften der Goldenen Bulle, in: HOHENSEE, u.a. (Hgg.), Die Goldene Bulle (Anm. 2), S. 933-1042.

- (15) 直居淳「カール四世黄金印文書に就いて(一)(二)」『史学雑誌』六五編四号および六号(一九五五年)一―二〇頁および二六―五五頁。直居は「金印勅書」がランデスホーハイトの帝国法的に完成されたる姿としてとらえ、そこからランデスホーハイトのありようを探った。たしかに、その成果は現在でも参照に値する情報を有しているが、また一方で問題設定の文脈や依拠している情報も修正されるべき部分も多い。そのほかにあげるとすれば、政治思想的な金印勅書の意義づけを図った池谷文夫『ドイツ中世後期の政治と政治思想―大空位時代から「金印勅書」の制定まで』(創文社、二〇〇〇年)がある。

- (16) 内容の解説については、ZEUMER, Die Goldene Bulle (Anm. 4), I, S. 10-109が重要であるが、メッツ部分に関しては、さきあげたヘルゲメラールの諸研究、なかでもHERGENMÖLLER, Der Abschluß (Anm. 5)が参考になる。

- (17) 具体的には、ベーマン、プファルツ、フランクフルト、ニュルンベルクの四写本が第二条までしかあげておらず、マインツ写本は第二二条を飛ばしており、さらにケルンとトリアーの二写本においては、見出しそのものが欠落している。

FRTZ, Bulla aurea (Anm. 5), S. 15.

- (18) Ebd., S. 45f.

- (19) Ebd., S. 34. 本稿においては、考察の便宜を図るため、このフリッツ版に依拠して条のみならず項も用いる。

- (20) ZEUMER, Die Goldene Bulle (Anm. 4), I, S. 10-90.

- (21) ショイマーに關しては、Ebd., S. 58f. フリッツは、FRTZ, Bulla aurea (Anm. 5), S. 67 Anm. 51.

- (22) HERGENMÖLLER, Fürsten, Herren und Städte zu Nürnberg 1355/56 (Anm. 5), S. 160f.

- (23) ケルン大司教については、ZEUMER, Die Goldene Bulle (Anm. 4), II, S. 103-9 Nr. 27 以下、S. 111f. Nr. 29. シェトラスブルク司教ヨハンには、S. 96f. Nr. 25.

- (24) FRTZ, Bulla aurea (Anm. 5), S. 76f.

- (25) WOLF, Das „Kaiserliche Rechtbuch“ (Anm. 6), S. 2.

- (26) Ulrich STUTZ, Die Abstimmungsordnung der Goldenen Bulle, in: Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte,

Germanische Abteilung, 43 (1922), S. 217-66.

- (27) その結果とは、①立法者の發布の意思を示している言葉が部分的に一致していること(第一条、第三条、第七条、第九条、第一条、第三条、第四条、第十七条、第二〇条)、②第一条から第六条、そして本来的には第三条と第四条の補足である第二条から第二三条まで、共通の法源として『カノン法大全 (Codex iuris Canonici)』が、③一、二、四、五、七、二二の法源としてシユヴァーベンシユビーゲルが指摘できる、というものである。HERGEMÖLLER, Fürsten, Herren und Städte zu Nürnberg 1355/56 (Ann. 5), S. 156-61.

- (28) HERGEMÖLLER, Der Abschlus (Ann. 5), S. 128-50.

- (29) Ebd., S. 201.

- (30) Ebd., S. 192-230.

- (31) 手書き写本群においては、この人物は大文字Tと省略されている。従来ここで省略されている人物は、アルバーノ司教にして枢機卿という部分から、タレイラン・ド・ペリゴール Talleyrand de Périgord (1301-64¹ Kardinalbischof v. Albano 1348) と同定され、彼の名前が省略されていると考えられてきた。たとえば FRITZ, Bulla aurea (Ann. 5), S. 80. しかし、ヘルゲメラーによれば、タレイランがあげられていることは疑いえないが、しかしここでタレイラン自身の名前を省略しているのは当時の用法として考えがたく、むしろここで省略されていると考えるべきなのは、彼の家系名 Périgord のラテン語形 Petragoricensis の訛った形 Tetragicensis のはずである、と主張。HERGEMÖLLER, Der Abschlus (Ann. 5), S. 202f. 同時期に発給されたザクセン公の特許においても、このメッツでの列席者を列挙する部分においては、Petragoricensis) とあり、筆者がこのヘルゲメラーによる説明は説得力があると考え、ここで採用した。ZEUMER, Die Goldene Bulle (Ann. 4), II., S. 118-124 Nr. 31., bes. S. 121.

- (32) FRITZ, Bulla aurea (Ann. 5), S. 80.

- (33) ZEUMER, Die Goldene Bulle (Ann. 4), I., S. 172.

- (34) HERGEMÖLLER, Der Abschlus (Ann. 5), S. 202-8.

- (35) HENIG, *Solde bases imperii* (Ann. 6), S. 88ff.

- (36) ZEUMER, Die Goldene Bulle (Ann. 4), I., S. 90f.

- (37) HERGENMÖLLER, Der Abschluß (Ann. 5), S. 209.
- (38) ZEUMER, Die Goldene Bulle (Ann. 4), I, S. 106ff. フリッツはテキスト編纂上メッツ部分をトリニア写本に依拠しており、そのまま第二九条に第三項を組み入れているが、注記において、ほんらいは第三〇条の第四項の後に入れるべきであろう、と述べている。FRITZ, Bulla aurea (Ann. 5), S. 88, Ann. 84. ヴァインリヒはこれを受けて、そのテキストと現代ドイツ語訳を収めるのに際して、この部分を第三〇条の第五項として扱っている。Quellen zur Verfassungsgeschichte des römisch-deutschen Reichs im späten Mittelalter (1250-1500), ausgew. u. übers. v. Lorenz WEINRICH, Darmstadt 1983, bes. 390ff.
- (39) HERGENMÖLLER, Der Abschluß (Ann. 5), S. 221f.
- (40) Ebd., S. 224.
- (41) Ebd., S. 225.
- (42) ZEUMER, Die Goldene Bulle (Ann. 4), I, S. 108f.
- (43) LINDNER, Es war an der Zeit (Ann. 13), S. 114.
- (44) HERGENMÖLLER, Der Abschluß (Ann. 5), S. 225f.
- (45) FRITZ, Bulla aurea (Ann. 5), S. 9-35. フリッツのまとめ以後の動きとして、写本Nが、一九九二年にシユンヘンからニコルンゲルクに返贈されたこと。Michael MATTHÄUS, Das Frankfurter Exemplar der Goldenen Bulle, in: BROCKHOFF (Hg.), Die Kaisermacher (Ann. 5), S. 40-63, bes. Ann. 17.
- (46) FRITZ, Bulla aurea (Ann. 5), S. 17.
- (47) HERGENMÖLLER, Der Abschluß (Ann. 5), S. 194-196.
- (48) LINDNER, Es war an der Zeit. (Ann. 13), S. 107-11.
- (49) Johann PETZ, Urkundliche Beiträge zur Geschichte der Bücherei des Nürnberger Rates, 1429-1538, in: Mitteilungen des Verein für Geschichte der Stadt Nürnberg 6 (1886), S. 123-174, bes. 123.
- (50) FRITZ, Bulla aurea (Ann. 5), S. 21.
- (51) ZEUMER, Die Goldene Bulle (Ann. 4), I, S. 144.
- (52) さらに後には、ホルグメラーの研究によってニュルンベルクにおける議論の様子が詳細に再構成される中で、確証を得

- なまらひいふとらふなり。 HERGMÖLLER, Der Abschluß (Anm. 5); DERS., Die Entstehung der „Goldenen Bulle“ (Anm. 5).
- (53) HERGMÖLLER, Der Abschluß (Anm. 5), S. 192.
- (54) FRITZ, Bulla aurea (Anm. 5), S. 25ff.
- (55) Ebd., S. 26.
- (56) この問題に関し「たふす⁴⁵ Michael MATTHÄUS, Das Frankfurter Exemplar der Goldenen Bulle (Anm. 45); DERS., „Reichsgrundgesetz“ oder nur „ein nischtsnützig Stück Pergament“? Die Rezeption der Frankfurter Goldenen Bulle in Wissenschaft und Literatur. in: BROCKHOFF (Hg.), Die Kaisermacher (Anm. 5), S. 170-96.
- (57) この大まかな経緯史マヤナルフの記述に「たふす⁴⁶ Die Goldene Bulle. König Wenzels Handschrift. Codex Vindobonensis 338 der Österreichischen Nationalbibliothek, Kommentar v. A. WOLF, Graz 2002, S. 22ff.
- (58) HECKMANN, Zeitnahe Wahrnehmung und internationale Ausstrahlung, (Anm. 14).
- (59) LINNEN, Es war an der Zeit (Anm. 13), S. 102-6. リンゼナーは「このレキヒン⁴⁷の理由について踏み込んでいる。これまで大半の研究者は、二人の選定候に発給されなかった理由を経済的なものに求めてきた。たふすは、「金印勅書」の刊本を編纂したフリッツもこの説を採用してゐる FRITZ, Bulla aurea (Anm. 5), S. 13. この「貧困」説は、すでにヘルゲメラが批判しているが、かれはそれを即ザクセンとブランデンブルクに正本が発給されなかったということには結びつけていない。 HERGMÖLLER, Der Abschluß (Anm. 5), S. 195f. リンゼナーは「ザクセン＝ヴィッテンベルク公の収入が少ないとはいえず、その選定候としての特権を確認してもらう証書を、短い間に五通発給してもらい、さらにそのうちひとつには金印を付してある事実から、むしろカール四世が家門政策的観点から意図的に「金印勅書」を発給しなかったと考えねばならない」という。しかしながら、この結論については、公布の問題を取り扱った本稿の次節から、すべて首肯できるものではないように思われる。
- (60) ZEUMER, Die Goldene Bulle (Anm. 4), I, S. 144f.
- (61) Ebd., S. 147ff.
- (62) HERGMÖLLER, Der Abschluß (Anm. 5), S. 196f.
- (63) Levoldus DE NORTHOF, Chronica monitum de Marka, hrsg. v. F. ZSCHAECK (Monumenta Germaniae Historica, Scriptores

- rerum Germanicarum, nova series, Bd. 6, Berlin 1929, bes. S. 92ff. この年代記については、田口正樹「中世後期ドイツの領邦と家門—Levold von Northof の『ブルク伯年代記』を素材として—」小川浩三編『複数の近代』（北海道大学図書刊行会、二〇〇〇年）、六九—一〇六頁を参照のべ。
- (64) ZEUMER, Die Goldene Bulle (Ann. 4), I, S. 173ff.
- (65) Regensburger Urkundenbuch 2, Urkunden der Stadt 1351-1357, hrsg. v. Franz BASTIAN, Joseph Georg WIEDEMANN (Monumenta Boica, Bd. 54), S. 93 Nr. 223. この史料は、すでにシュエーバートが引用している。SCHUBERT, Königswahl und Königtum (Ann. 8), bes. S. 290. これまではかの研究者に無視されていたこの史料にたいし、近年リンドナーがふたたび注意を喚起した。かれは、さまざまな叙述史料の情報がこの史料の情報と重なることから、この史料はかなりの広い範囲で影響を及ぼしたと推定している。LINDNER, Es war an der Zeit. (Ann. 13), S. 93-8.
- (66) GARNIER, Die Ordnung des Reiches (Ann. 6), S. 206ff.
- (67) Vgl. ebd., S. 213f. Ann. 51.
- (68) LINDNER, Es war an der Zeit (Ann. 13), S. 98-101.
- (69) Deutsche Reichstagsakten unter König Wenzel Abth. 3, hrsg. v. Julius WEISÄCKER, München 1877 (Ältere Reihe Bd. 3), S. 247 Nr. 200 u. S. 287 Nr. 231. またこの事件そのものについては、横川大輔「一四世紀末ドイツにおける『国王不在の会議 die königlosen Tage』——一五世紀以降の帝国国制に関する予備的考察——」『北大史学』第四四号（二〇〇四年）、四三—六五頁を参照された。
- (70) この写本には、一四〇〇年に国王ヴェンツェルの委任を受けて作成されたことが記載されているが、しかしそれが廃止事件の前後のことであるのか、正確には確定できない。GARNIER, Die Ordnung des Reiches (Ann. 6), S. 227f.
- (71) MATTHÄUS, Das Frankfurter Exemplar (Ann. 45), S. 57 Ann. 29.
- (72) M. LINDNER, Weitere Textzeugnisse zur Constitutio Karolina super libertate ecclesiastica, in: Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters 51 (1995), S. 515-38, bes. 521. またこの特権文書は何度か刊行されているが、史料情報も正確に載っていない。Thurgauisches Urkundenbuch, bearb. v. E. LEISI, Bd. 5, 1341-1359, Frauenfeld 1937, S. 590-5, Nr. 2337.

- (73) FRITZ, Bulla aurea (Ann. 5), S. 11.
- (74) 註111參照。
- (75) ZEUMER Die Goldene Bulle (Ann. 4), II., S. 125ff. Nr. 33: Constitutiones et acta publica imperatorum et regum, 1354-1356, bearb. von Wolfgang D. FRITZ (Monumenta Germaniae Historica. Leges. V, Constitutiones et acta publica imperatorum et regum, Bd. 11; zit. als MGH Const. 11), Weimar 1978-92, S. 530 Nr. 938.
- (76) Registrum oder merkwürdige Urkunden für die deutsche Geschichte, Bd. 2, hrsg. v. Hans SUDENDORF, Berlin 1851, S. 193f. Nr. 102.
- (77) Vgl. WOLF, Das „Kaiserliche Rechtbuch“ (Ann. 6); HERGENMÖLLER, Fürsten, Herren und Städte zu Nürnberg 1355/56 (Ann. 5), S. 160; DERS., Die Verfasserschaft der „Goldenen Bulle“ Karls IV. (Ann. 5), S. 255; SCHUBERT, Königswahl und Königtum (Ann. 8), bes. 289; HIRAM KUMPER, Zwischen „Kaiserlichem Recht-Buch“ und „Reichsgrundgesetz“. Beiträge zur Wirkungs- und Literaturgeschichte der Goldenen Bulle Karls IV. zwischen 1356 und 1806, in: Wolfenbütteler Beiträge 14 (2006), S. 155-91.
- (78) „... non obstante lege Imperiali, seu Statuto, quam, uel quod proderem in Ciuitate nostra Metensi de consilio Principum fecimus et conscribi atque sigillari mandauimus...“ Monumenta zollerrana. Urkunden-Buch zur Geschichte des Hauses Hohenzollern, Bd. 4: Urkunden der fränkischen Linie, 1363-78, hrsg. v. Rudolf Frhr. v. STILFRIED u. Traugott MARCKER, 1858 Berlin, S. 14 Nr. 1, hier S. 3.
- (79) „... das geseceze, das w für vormaljs zu Metz mit der fürsten rat gemacht, vorschrjben vnd versiegelt haben... (die Klammern sind des Herausgebers)“ Ebd., S. 5-8 Nr. 2, hier S. 6.
- (80) Quellen zur Rechts- und Wirtschaftsgeschichte der rheinischen Städte, Reihe C: Kurtrierische Städte, Bd. 1 (Publikationen der Gesellschaft für Rheinische Geschichtskunde, 29, C, 1), ges. und hrsg. von Friedrich RUDOLPH, Bonn 1915, S. 343 Nr. 71.
- (81) Deutsche Reichstagsakten unter König Wenzel, Abth. 1, hrsg. v. Julius WEIZÄCKER, München 1867 (Ältere Reihe Bd. 1), S. 22 Nr. 5.

- (37) Helmut FLACHENECKER u. Francis RAPP, „Lamprecht von Brunn (OSB)“, in E. Gatz (Hg.), Die Bischöfe des Heiligen Römischen Reiches, 1198 bis 1448, Berlin 2001, S. 52ff.
- (38) Urkundenbuch der Stadt Straßburg, Bd. 5: Politische Urkunden 1332-1380, Hans WITTE u. George WOLFRAM (Hg.), Straßburg 1896, S. 547 Nr. 701.
- (39) Urkundenregesten zur Tätigkeit des deutschen Königs- und Hofgerichts bis 1451, Bd. 9: Die Zeit Karls IV. (1365-1371), bearb. v. Ronald NEUMANN† u. Ekkehard ROTTER, Köln/Weimar/Wien 2003, S. 34f. Nr. 58.
- (40) LINDNER, Es war an der Zeit. (Anm. 13), S. 100.
- (41) Regesta Imperii VIII. Die Regesten des Kaiserreichs unter Kaiser Karl IV. 1346-1378, hrsg. v. Johann Friedrich BÖHMNER und bearb. v. Alfons HUBER, Innsbruck (1877), Nr. 4200.
- (42) けれども「金印勅書」は当該部分がほぼ完全に引用されている。註二三参照。
- (43) ZEUMER, Die Goldene Bulle (Anm. 4), II, S. 125ff. Nr. 33, MGH Const. 11 (Anm. 75), S. 530 Nr. 938, u. S. 603ff. (Kapitel XVI, in den frühneuzeitlich-deutschen Übersetzungen der Goldenen Bulle).
- (44) 実際の「*皇帝法書*」がいわゆる「金印勅書」であるのか、または一三五五年末から五七年初頭にかけて出されたザクセンへの特権証書群のうちのどれかでないしそれらの総体なのか、判別できない。というのは、どちらもこの点に関するに内容を含んでおり、同じ帰結を導くと考えられるからである。もちろん、ザクセン＝ヴィッテンベルク公への「金印勅書」の正本写本が作成され授与されたという可能性も、さきに言及したように完全に否定はできないのであるが。なおリンドナーは「この呼称がむしろ例外的なものであるとして、一般化に対して批判的な態度をとっている」LINDNER, Es war an der Zeit. (Anm. 13), S. 101. 筆者はむしろ「*皇帝法書*」の呼称が「金印勅書」を指していない可能性を顧慮し、これを「金印勅書」の代替案とすべきなのと考える。
- (45) ZEUMER, Die Goldene Bulle (Anm. 4), I, S. 180.
- (46) Monumenta zollerana IV (Anm. 78), S. 3. „... videlicet quod nulli liceat Montanorum, vel Minere prorsus habere dominium, nisi dumtaxat Principibus Electoribus, sicut eiusdem legis ac Statui condito plenius declarauit...“, oder, S. 6f. „... das nymand Bergwerk, oder erez, nür alleine due kurfürsten haben sullen, ...“

- (62) ZEUMER, Die Goldene Bulle (Ann. 4), I, S. 288f.
- (63) メンシンの帝国集会およびマクドナルの国王選挙時における帝国剣の護持の問題について, GARNIER, Die Ordnung des Reiches (Ann. 6), S. 220-5.
- (64) Ebd. S. 222. 1111年11月24日の文書, Regesta Imperii VIII (Ann. 86), Nr. 2562. 同日の選定侯の同意書, MGH Const. II (Ann. 75), S. 505f. 897 a. e. 聖年1月5日付の文書, S. 528 Nr. 934.
- (65) Wilhelm KLAKE, Die Wahl Wenzels von Luxemburg zum Römischen König 1376, Münster 1990, S. 51f. u. 258ff.
- (66) Ebd., S. 52-60 u. 242f.
- (67) しかしこの文書は現実化しなかった。この文書について, Johannes SCHULTZE, Die Markbrandenburg, Bd. 2: Die Mark unter Herrschaft der Wittelshacher und Luxemburger (1319-1415), Berlin 1961, bes. S. 138-40.
- (68) Ulrike HOHENSEE, Zur Erwerbung der Lausitz und Brandenburgs durch Kaiser Karls IV., in: LANDNER u. a. (Hgg.), Kaiser, Reich und Region (Ann. 64), S. 213-43, bes. 241f. 史料について, 1176年11月18日付の分割を記した文書, Ludwig SCHLESINGER, Eine Erbteilungs- und Erbfolgeordnungsurkunde Kaiser Karls IV., in: Mitteilungen des Vereins für die Geschichte der Deutschen in Böhmen 31 (1893), S. 5-13. 翌年10月18日付の確認文書, Fritz QUICKER, Un testament inédit de L'empereur Charles IV., in: Revue Belge de philologie et d'histoire 6 (1927), S. 256-277, bes. 265-277.
- (69) A. WOLF, Gesetzgebung in Europa 1100-1500. Zur Entstehung der Territorialstaaten, 2. Aufl., München 1996, bes. S. 102-5.
- (70) "... imperialis potestatis plenitudine edidimus, statumus et duximus sanciendas ...", Fritz, Bulla aurea (Ann. 5), S. 46.
- (71) モーラフが、その中世後期から近世への帝国国制のメタモルフォーゼについて、開かれた国制から凝集化へというテーマを打ち出して、広く学界で共有されていることが知られているが、凝集化を促した一つの要因として、学識法曹化や顧問官たちの増加があげられている。彼のこのテーマについて、邦語では、横川大輔「一五世紀前半神聖ローマ帝国におけるゲマイナー・タークの出現と選定侯団の誕生」『史学雑誌』一一七篇第九号(二〇〇八年)、四一〜六四頁、とりわけ

冒頭を参照。また、この教養層の拡大と帝国政治、そして帝国国制の変容について、P. MORAW, *Königliche Herrschaft und Verwaltung im spätmittelalterlichen Reich* (ca. 1350-1450), in: R. SCHNEIDER (Hg.), *Das spätmittelalterliche Königtum im europäischen Vergleich*, Sigmaringen 1987, S. 185-200, bes. 194ff. を参照せよ。ゆえに、この顧問官の政治の中心となる変容という問題に直接取り組んだのは、Betina Koch, *Räte auf deutschen Reichsversammlungen*, Frankfurt a.M. 1999, また、田口正樹「中世中期・後期ドイツの諸侯法廷」『法制史研究』五八(二〇〇八年)一頁―一四〇頁におうて、一五世紀以前と以後の、諸侯たちの政治的な対立をどのように処理していたか、を明らかにだけ一五世紀以後「法文化」をわけてみるか、その一端が明確に示されている。

- (102) Urkundenregesten zur Tätigkeit des deutschen Königs- und Hofgerichts bis 1451, Bd. 7: Die Zeit Karls IV. (1355 April-1359), bearb. v. Friedrich BATTENBERG, Klön/Weimar/Wien 1994, S. 176ff. Nr. 270. 以下同。Es war an der Zeit. (Ann. 13), S. 100.

- (103) この国境について、BATTENBERG, aa.O., Ann. 14を参照せよ。

- (104) HECKMANN, *Zeitnahe Wahrnehmung und internationale Ausstrahlung*, (Ann. 14), S. 938 u. 950.

- (105) 同。Ebd., S. 986 Nr. 23.

- (106) „Constitutio eiusdem Karoli imperatoris sub bulla aurea, sub qua forma fideles seu vasalli dominorum debent sua feuda suis domonibus resignare, dum ipsos diffidare intendunt, et sub qua forma unusquisque alterum diffidabit, et quomodo constitutio illa legalis ad ecclesiam Coloniensem et eius subditos atque vasallos specialiter est extensa.“ 同。Ebd. S. 950.

- (107) P. MORAW, *Das „Privilegium maius“ und die Reichsverfassung*, in: *Fälschungen im Mittelalter*, Teil 3, Hannover 1988, S. 201-24; Günter Hödl, *Die Bestätigung und Erweiterung der österreichischen Freiheitsbriefe durch Kaiser Friedrich III.*, in: ebd., S. 225-46.

- (108) MORAW, aa.O., S. 206ff. このパートの著者は、近年著書『神聖ローマ』で、Alexander STAUER, *Fürstliche Herrschaftsrepräsentation. Die Habsburger im 14. Jahrhundert*, Ostfildern 2003, S. 157-186, bes. 164ff.

- (109) 註入を参照。

- (110) RUDOLPH, Kurtierische Städte (Ann. 80), S. 308f. Nr. 45.
- (111) Ebd., S. 348 Ann. 2.
- (112) Die Chronik des Mathias von Neuenburg, hrsg. von Adolf HOFMEISTER (Monumenta Germaniae Historica, Scriptores rerum Germanicarum, nova series, Bd. 4), 2. unveränderte Aufl., Berlin 1955, S. 486.
- (113) LINNER, Es war an der Zeit. (Ann. 13), S. 96.
- (114) Chronicon Benessii de Weitmil (Kronika Beněše z Weitmile), hrsg. v. Josef EMLER (Fontes rerum Bohemicarum Bd. 4), Prag 1884, Ndr. Hildesheim ua. 2004, S. 457-548, bes. 525f.
- (115) Die Kölner Weltchronik 1273/88-1376, hrsg. v. Rolf SPRADEL (Monumenta Germaniae Historica, Scriptores rerum Germanicarum, nova series, Bd. 15), München 1991, S. 99.
- (116) 註大川に参照。
- (117) ZEUMER, Die Goldene Bulle (Ann. 4), I, S. 173f.
- (118) Corpus Historicum Medii Aevi, Bd. 1, hrsg. v. Johann Georg v. ECKHARD, Leipzig 1723, Sp. 1430-1712 („Vitae pontificum Romanorum a Nicolao IV usque ad Urbanum V”), bes. 1507. 各々編者のヒッテンベルトは、これをディートリッヒ・フォン・ニーハイムの作と信じているが、現在ではヘルナー・フォン・リッテンシュタインのものと考えられている。
- (119) Vitae Paparum Avenionensium . . . Bd. 1, neu hrsg. v. Guillaume MOULAT, Paris 1914, S. 315.
- (120) Edmundus DE DYNTER, Chronica nobilissimorum ducum Lotharingiae et Brabantiae ac regum Francorum, hrsg. v. Pierre François Xavier DE RAM, Bruxelles 1854, S. 43 (zugänglich auch: <http://www.archive.org/details/chronicanobiliss03dynt> [Stand: 23. Feb. 2012]).
- (121) Deutsche Reichstagsakten unter König Ruprecht 3, Abthl. 1406-1410 (Ältere Reihe Bd. 6), hrsg. v. J. WEISÄCKER, Gotha 1888, Nr. 14. トレインツ大司教の国王書記局における手数料収入への要求を、実際には規定されていないにもかかわらず、「金印勅書にあるように」と退けている。
- (122) アンドラウや一五〇七年の事例は、「四つくし[quaternionen]という、一五世紀に人口に膾炙するようになった帝国構成員の説明モデルが、「金印勅書」の付録として挿入されるようになったことと深い関係をもっている。アンドラウに

ついでに、田口正樹「ペーター・フォン・アンデラウの帝国論——五世紀中葉の帝国とドイツ人——」『北大法学論集』第六十二卷第三号（二〇一一年）、一〇四七頁、一〇四七―一〇四八頁。一五〇七年の事例については、ZEUMER, Die Goldene Bulle (Ann. 4), I, S. 231f. 「四〇七」の「七」を「二」に訂正。E. SCHUBERT, Die Quaternionen. Entstehung, Sinngehalt und Folgen einer spätmittelalterlichen Deutung der Reichsverfassung, in: Zeitschrift für historische Forschung 20 (1993), S. 1-63; M. L. HECKMANN, Der deutsche Orden und die „Goldene Bulle“ Kaiser Karls IV. Mit einer Vorbemerkung zur Herkunft der Quaternionen, in: Jahrbuch für die Geschichte Mittel- und Ostdeutschlands 52 (2006), S. 173-226.

(123) 田口、前掲論文、一一一―一二頁。

(124) ZEUMER, Die Goldene Bulle (Ann. 4), I, S. 230ff.